

農林水産現場における対応について

平成 2 8 年 4 月

農林水産省

構成

1. 農林水産省の対応

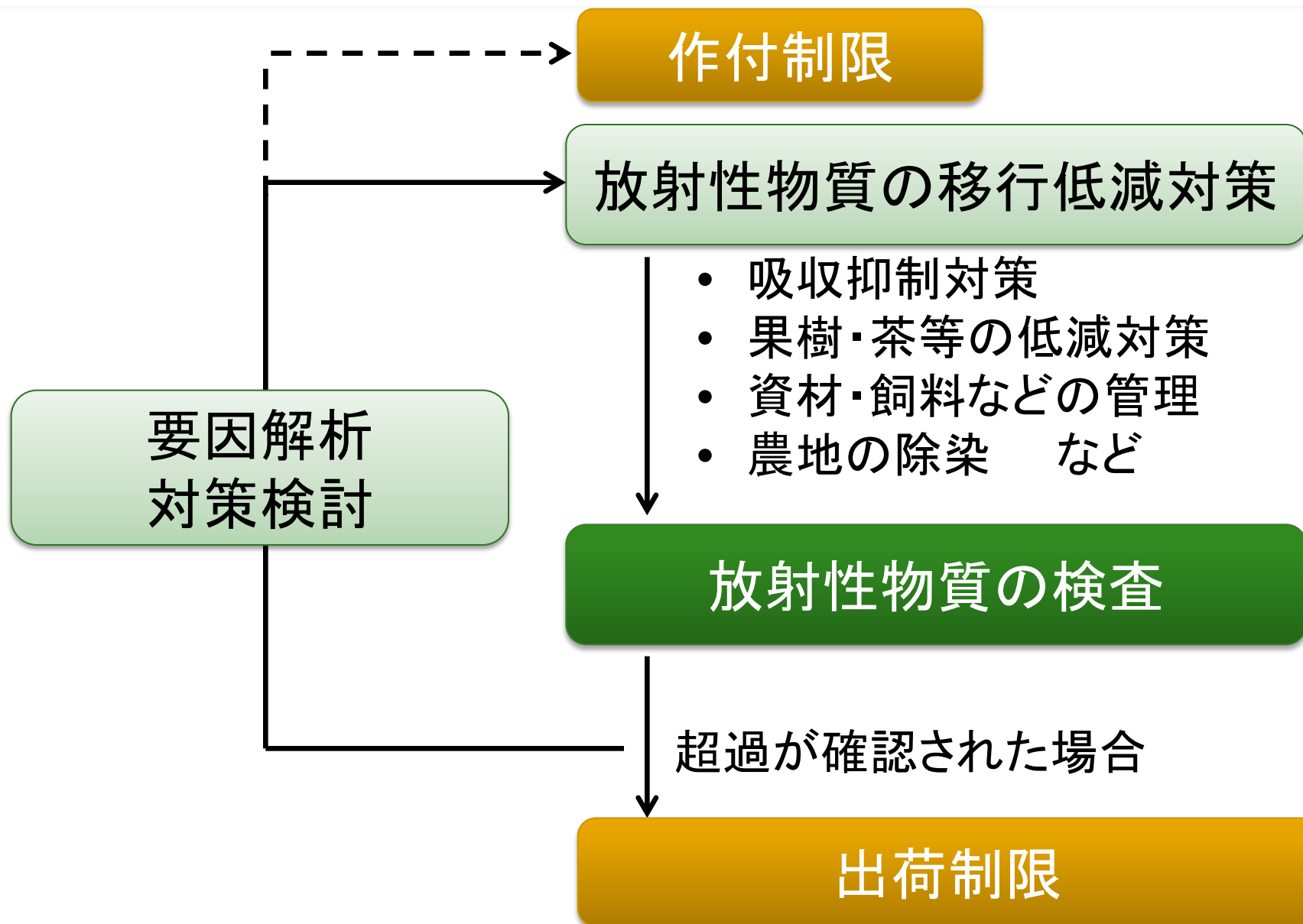
2. 生産現場における対応と検査結果

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米、大豆、そば
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物(きのこ等)
- (5) 水産物

1. 農林水産省の対応

- 安全な食品を安定的に供給することが基本
- 関係都県や厚生労働省等と連携

農林水産物の放射性物質対策

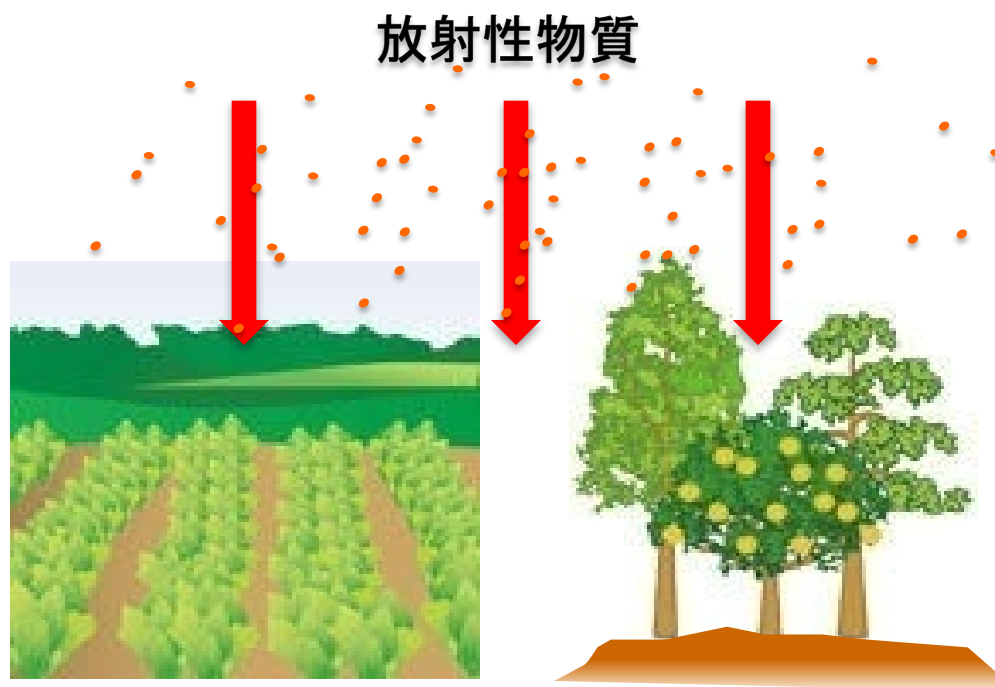


2. 生産現場における対応と検査結果

(1) 野菜、果実、茶等の農産物

農産物の汚染経路

■ 降下した放射性物質による直接汚染



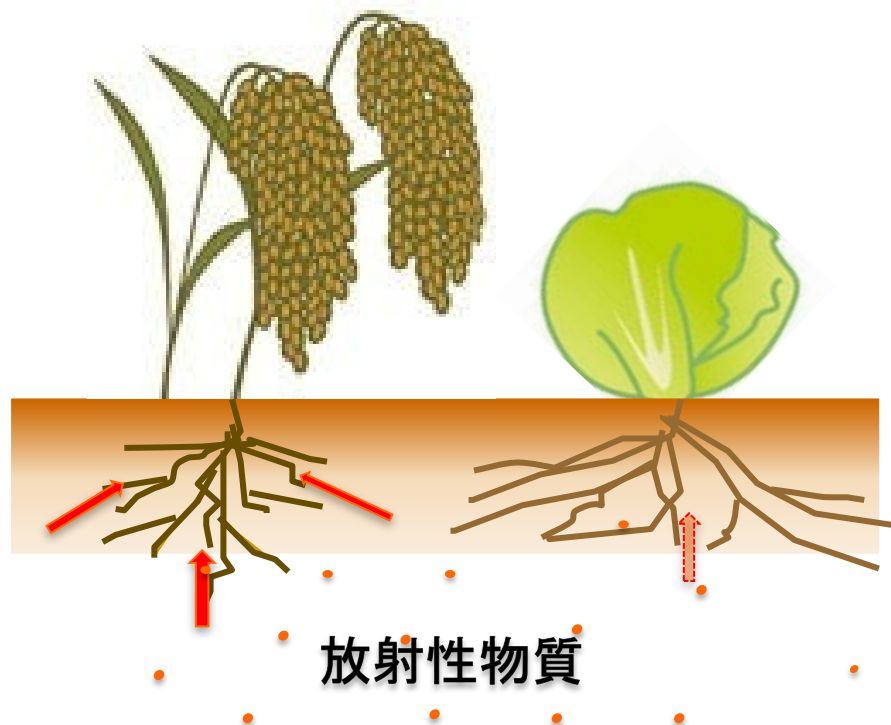
葉物野菜

果樹・茶

事故直後

樹木に付着した放射性物質が果実や新芽に転流

■ 農地に降下した放射性物質の根からの吸収

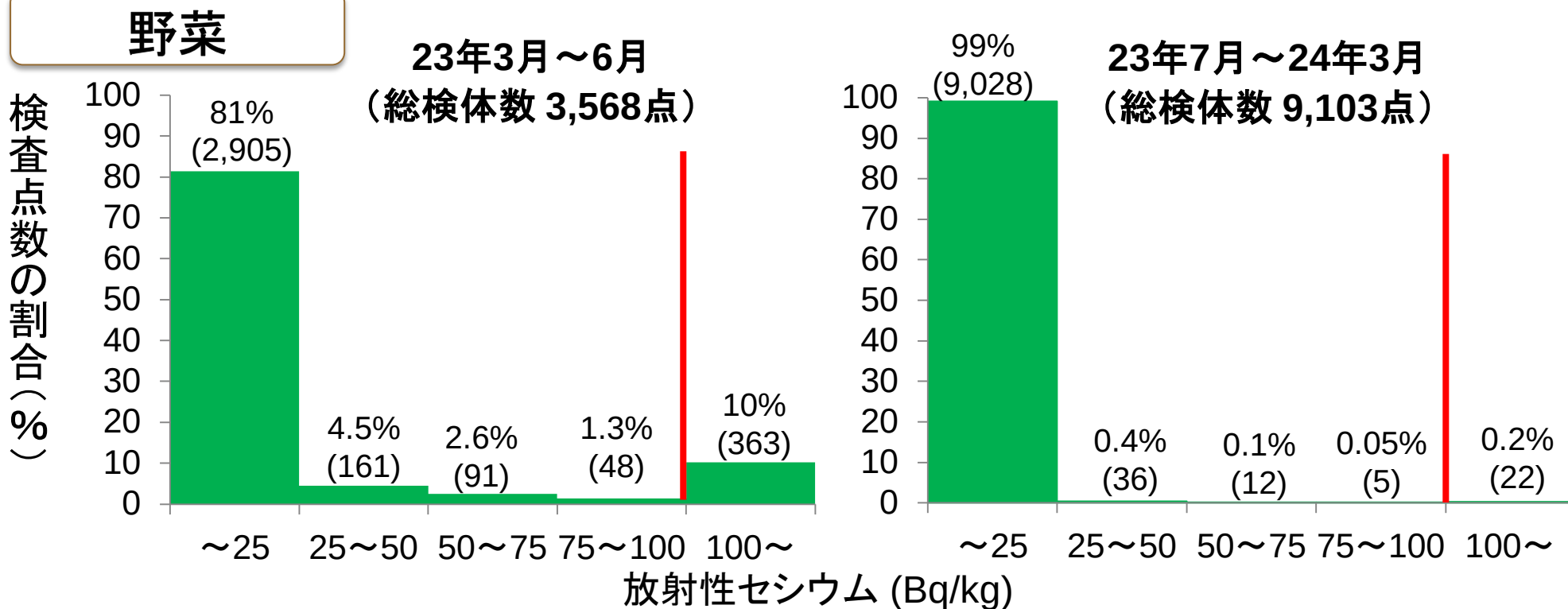


放射性物質

事故後の作付け等

事故直後の放射性物質の付着による影響①

- 野菜や麦等は、事故直後に放射性物質が生育中の作物に降下・付着したことから基準値超過がみられた。
- 事故後に耕起作業を行い、栽培した野菜については、基準値超過割合が著しく低い。

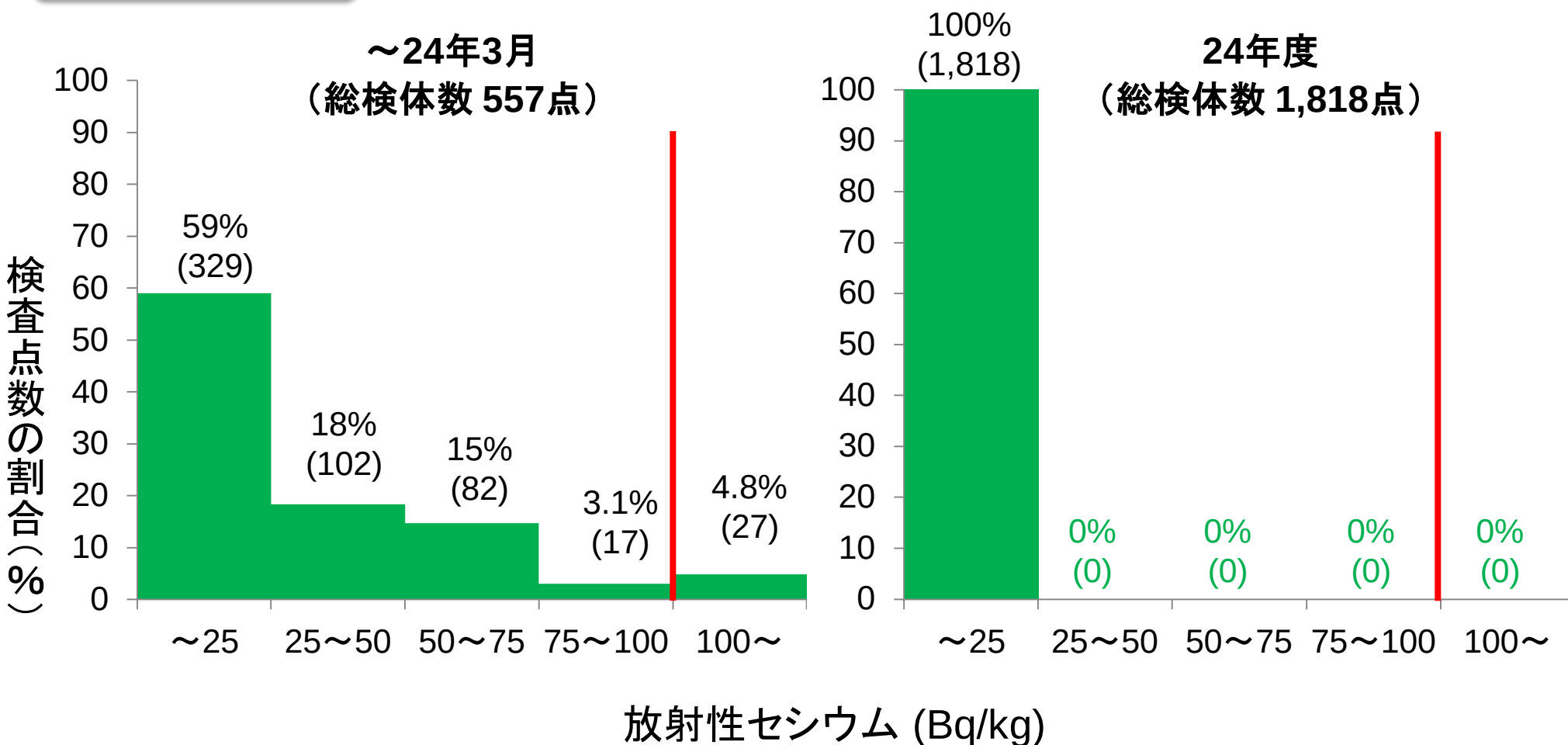


(注)・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

事故直後の放射性物質の付着による影響②

麦



(注) ・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

農地の除染（表土の削り取り）

農地土壌を薄く削り取り、土壌表層に蓄積している放射性物質を除去

表土削り取りの結果 （H23年度、飯舘村）

土壌中の放射性セシウム濃度

除染前：10,370 Bq/kg

除染後：2,599 Bq/kg（75%低減）

空間線量率（地表面）の推移

除染前：7.1 μ Sv/hr

除染直後：3.4 μ Sv/hr（52%低減）

稲収穫後：1.9 μ Sv/hr

<参考>隣接未除染圃場：5.7 μ Sv/hr

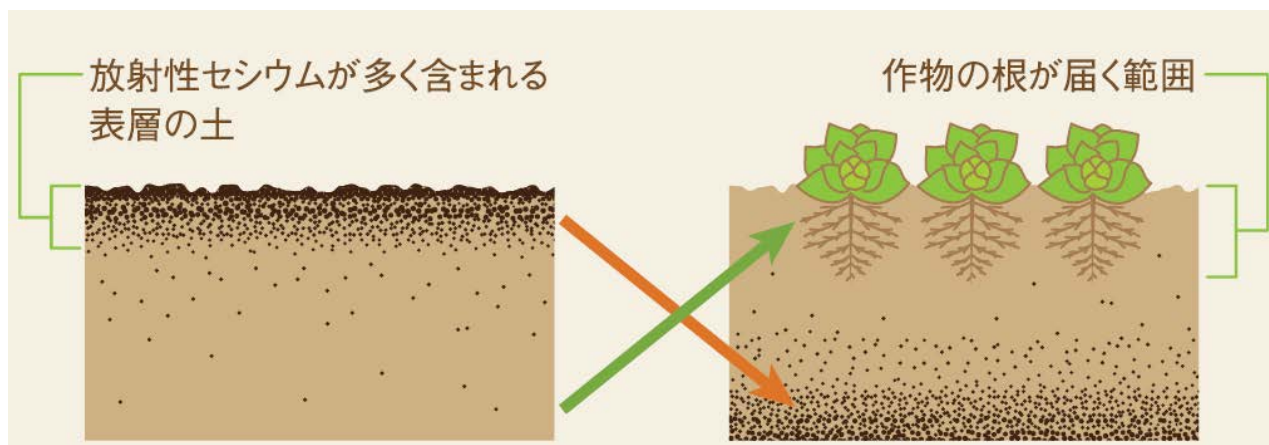


農地の除染（表層土壌と下層土の反転）

表層土と下層土を反転することで、作物が吸収する層の放射性物質濃度を低減



プラウによる反転耕（30cm）



農地土壌・資材に関する取組

肥料等の対策

- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値(400 Bq/kg)を設定(※)。
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

放射性物質の低減対策(果樹)

樹体に付着した放射性セシウムを、樹体表面の粗皮削り、
高圧水による樹体洗浄等により低減

桃の高圧洗浄作業



冬の柿の除染作業



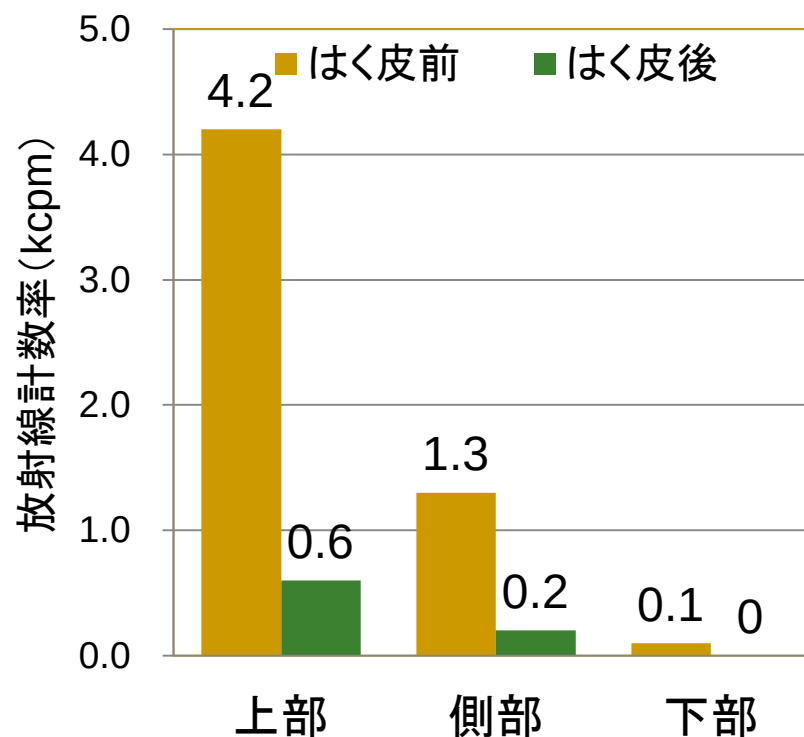
粗皮削りの効果(果樹)

- 粗皮があり、これらを取り除くことが可能な果樹(ブドウ、ナシ、リンゴ、カキ)で実施。
- 主幹部と主枝の上部および側部を中心に、専用の削り器具を使用し古くなった樹皮をはく皮。
- 粗皮削りにより、ブドウ及びナシの主枝表面の放射線量が約9割低減。

ナシにおける作業状況



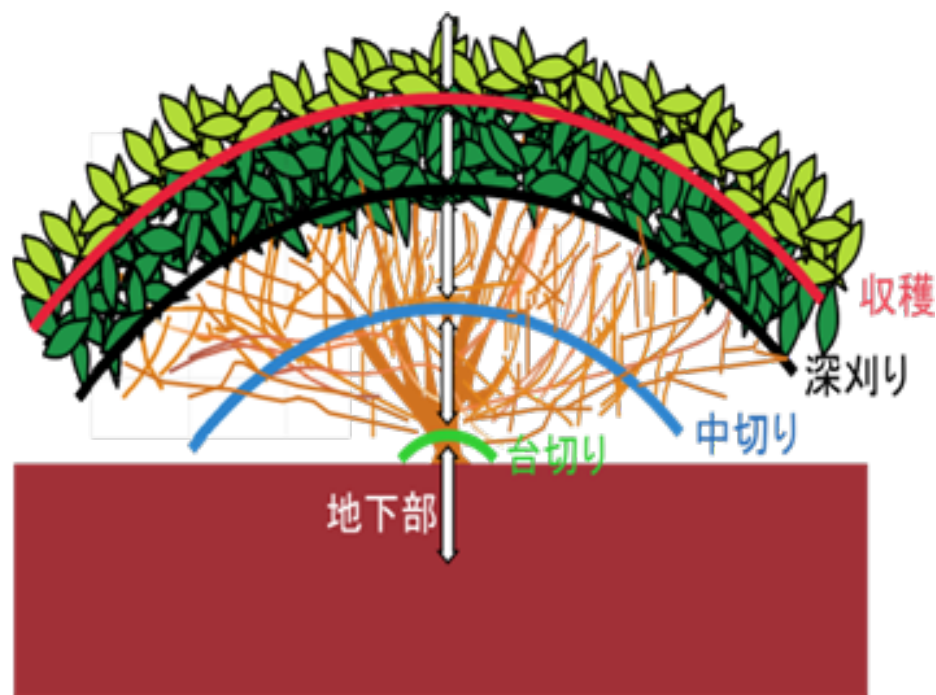
ナシの主枝の処理と放射線量



(福島県農業総合センター 果樹研究所資料より)

放射性物質の低減対策(茶)

葉や樹体に付着し、茶葉に移行する放射性セシウムを、
剪定・整枝により低減。



剪定前



剪定後

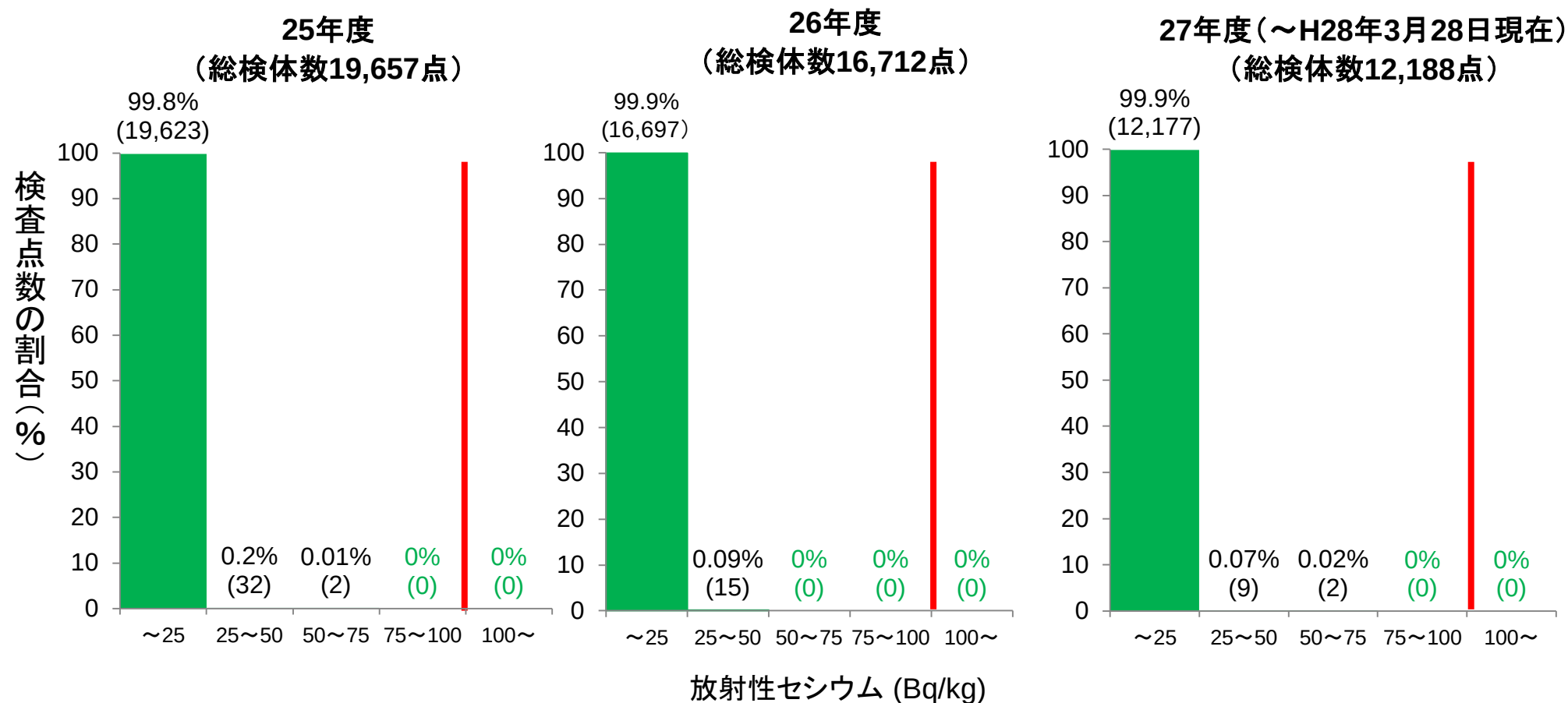


収穫後の放射性物質検査

- 検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
 - 過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出レベルの高い品目・地域について重点的に検査
-
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
 - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来7回見直し)
 - これまでの検査点数:約141万点(この他米の全袋検査4,289万点など)※ 平成28年3月28日現在。
 - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

野菜の検査結果の推移(～平成28年3月28日)

24年度は基準値超過がわずかながらみられたが、
25年度以降は基準値超過なし。

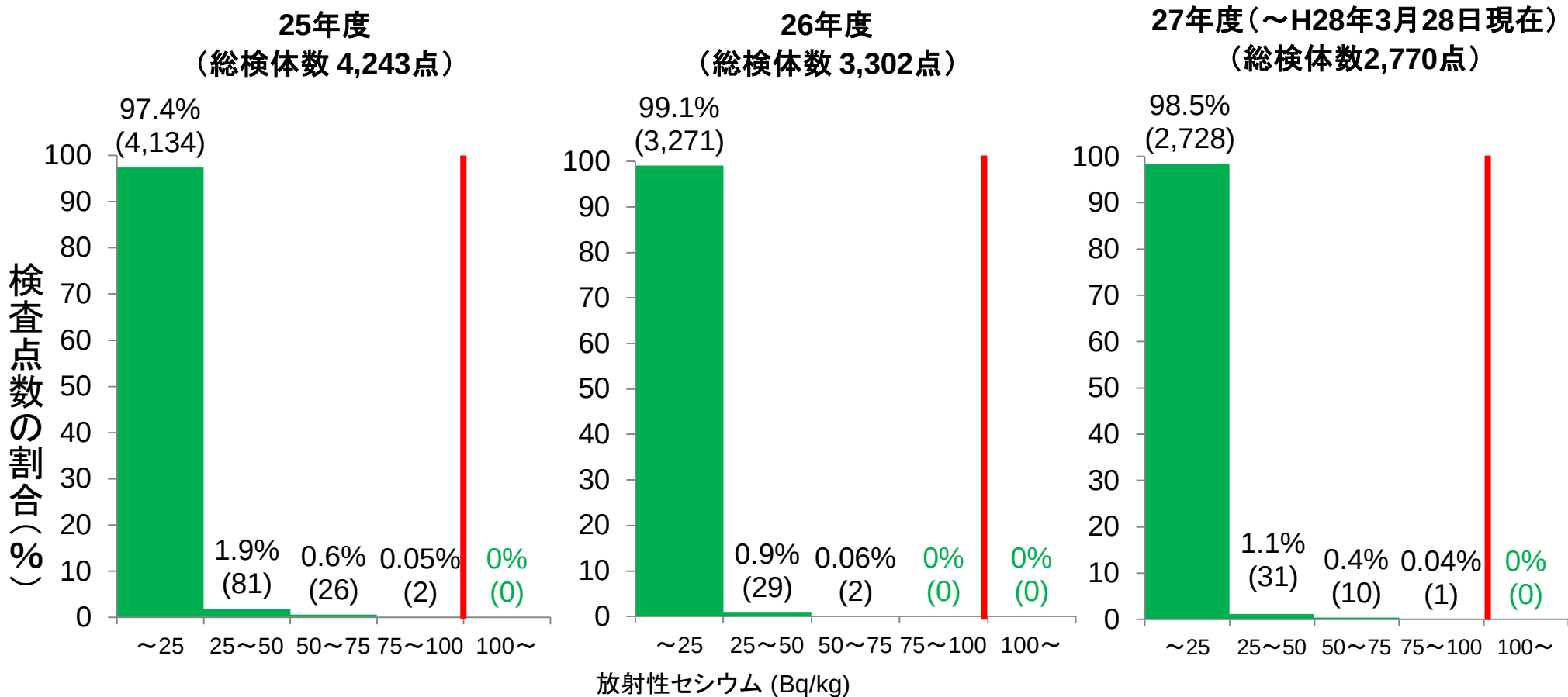


(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

果実の検査結果の推移(～平成28年3月28日)

24年度は基準値超過がわずかながらみられたが、
25年度以降は基準値超過なし。

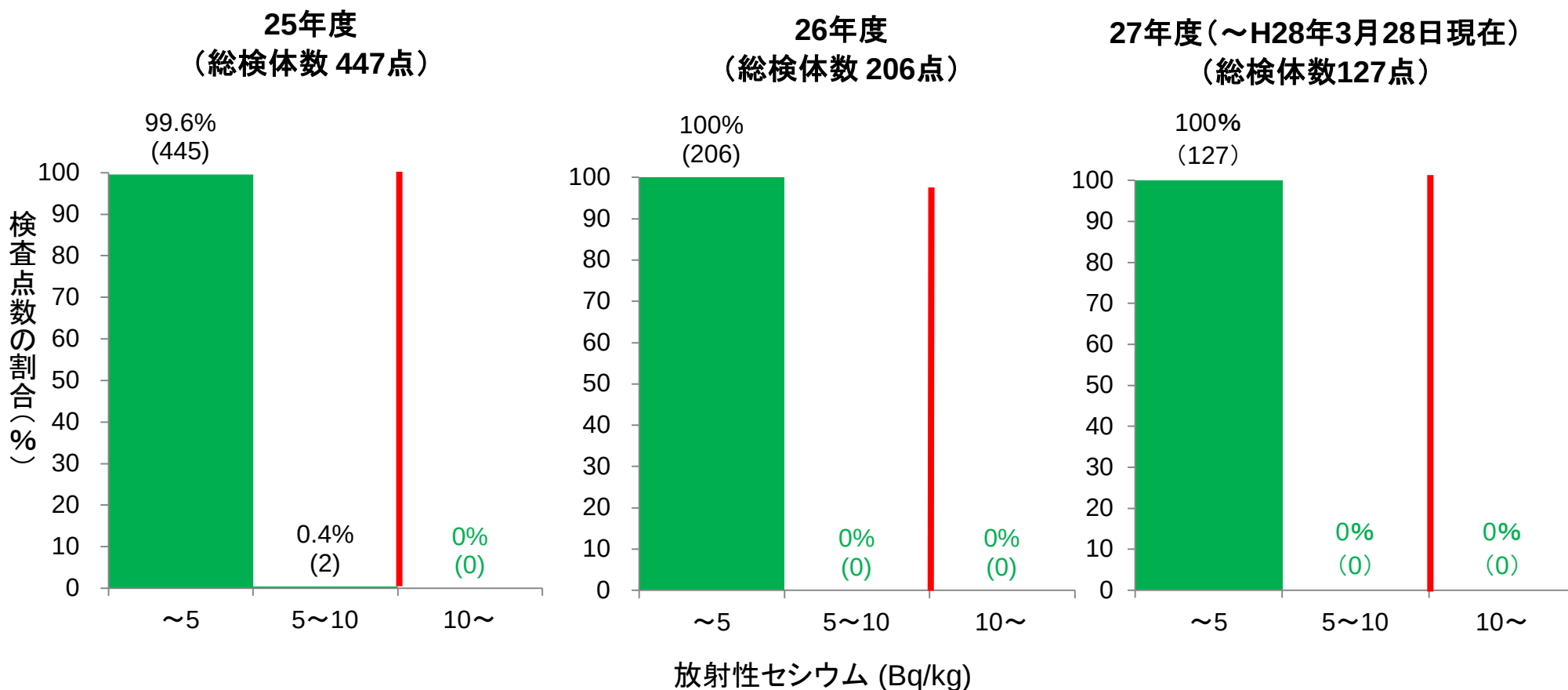


(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

茶の検査結果の推移(～平成28年3月28日)

24年度は基準値超過がわずかながらみられたが、
25年度以降は基準値超過なし。



- (注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10 Bq/kg。
・検出下限値未満は5 Bq/kg以下として集計。

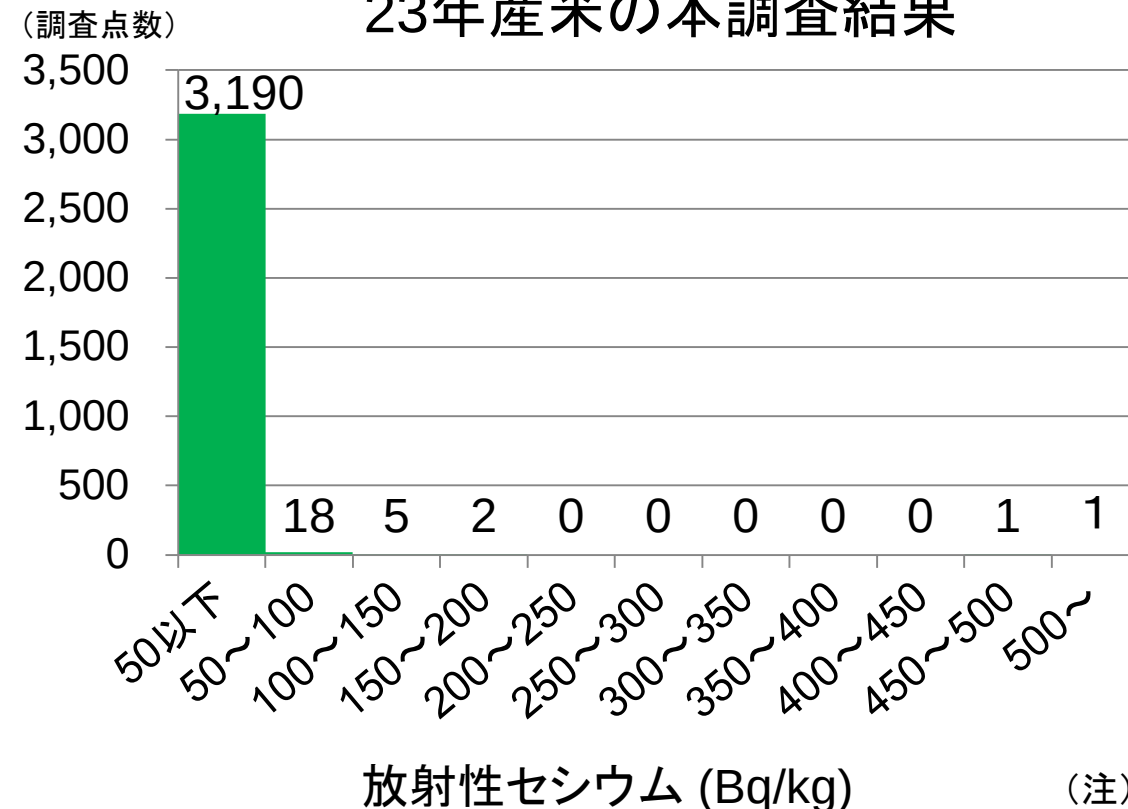
2. 生産現場における対応と検査結果

(2) 米、大豆、そば

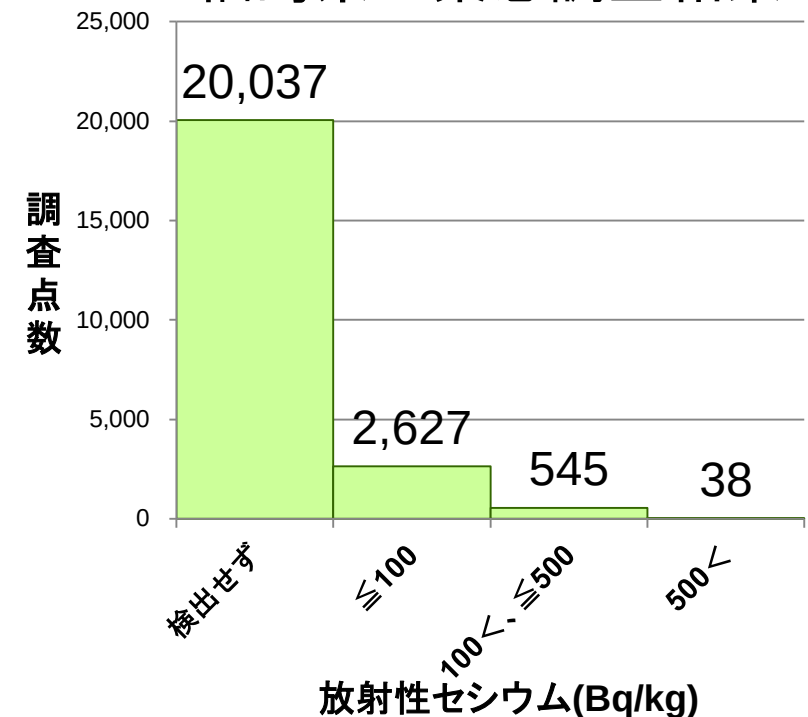
23年産米の検査結果

- 作付を行った地域において17都県で調査を行った結果、99.2 %が50 Bq/kg 以下。福島県で暫定規制値を超える米が検出されたことから、米の緊急調査を福島県において実施。
- 暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された米が生産された水田は、特定避難勧奨地点の付近等に限定的に出現。

23年産米の本調査結果



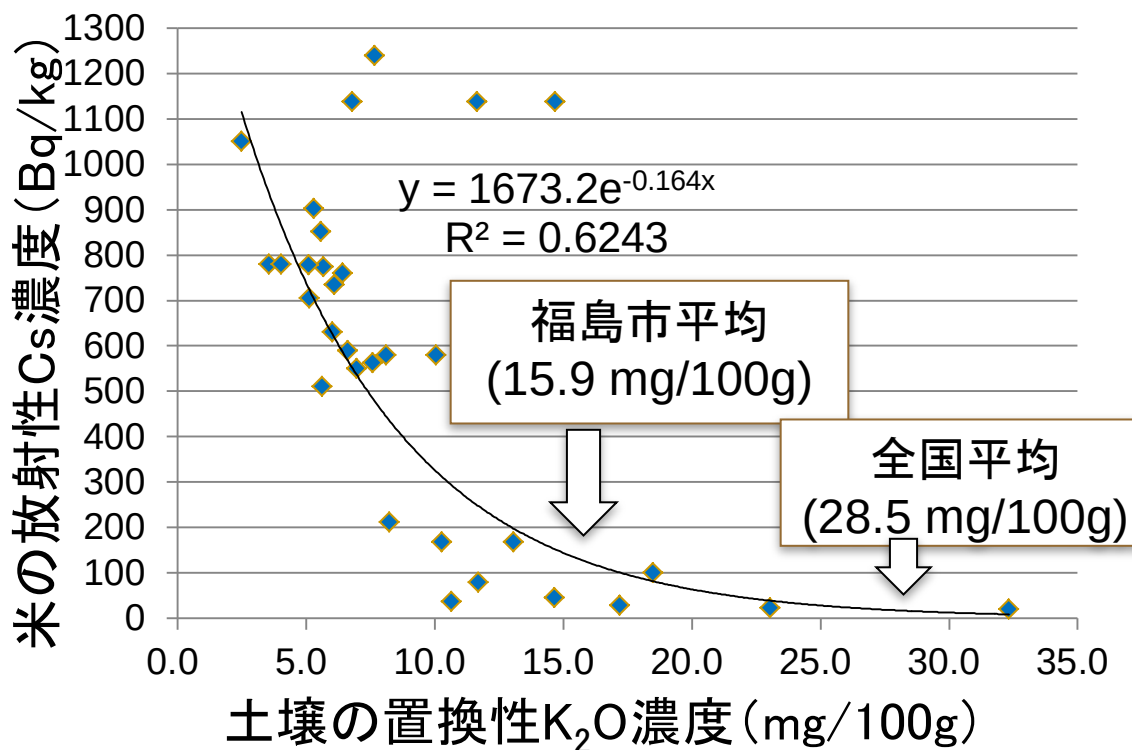
福島県の緊急調査結果



(注) 厚生労働省及び福島県が公表したデータに基づく。

玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因(土壌)

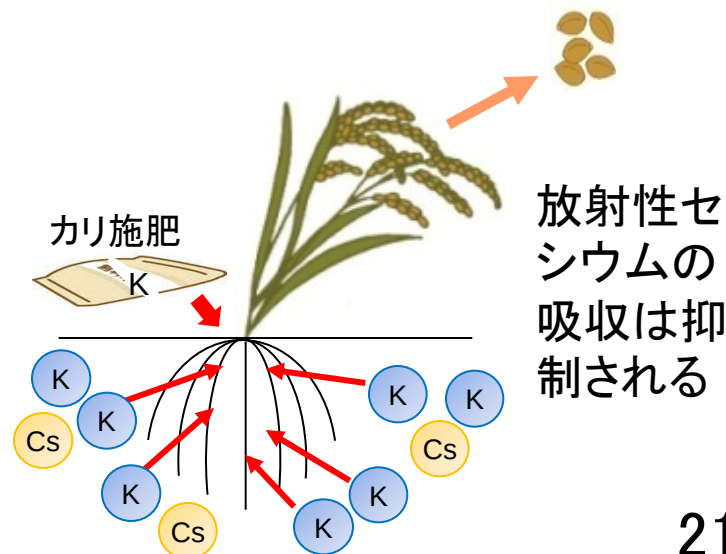
- 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



(注) 平成23年度の調査より

カリ施肥による稲の吸収抑制対策

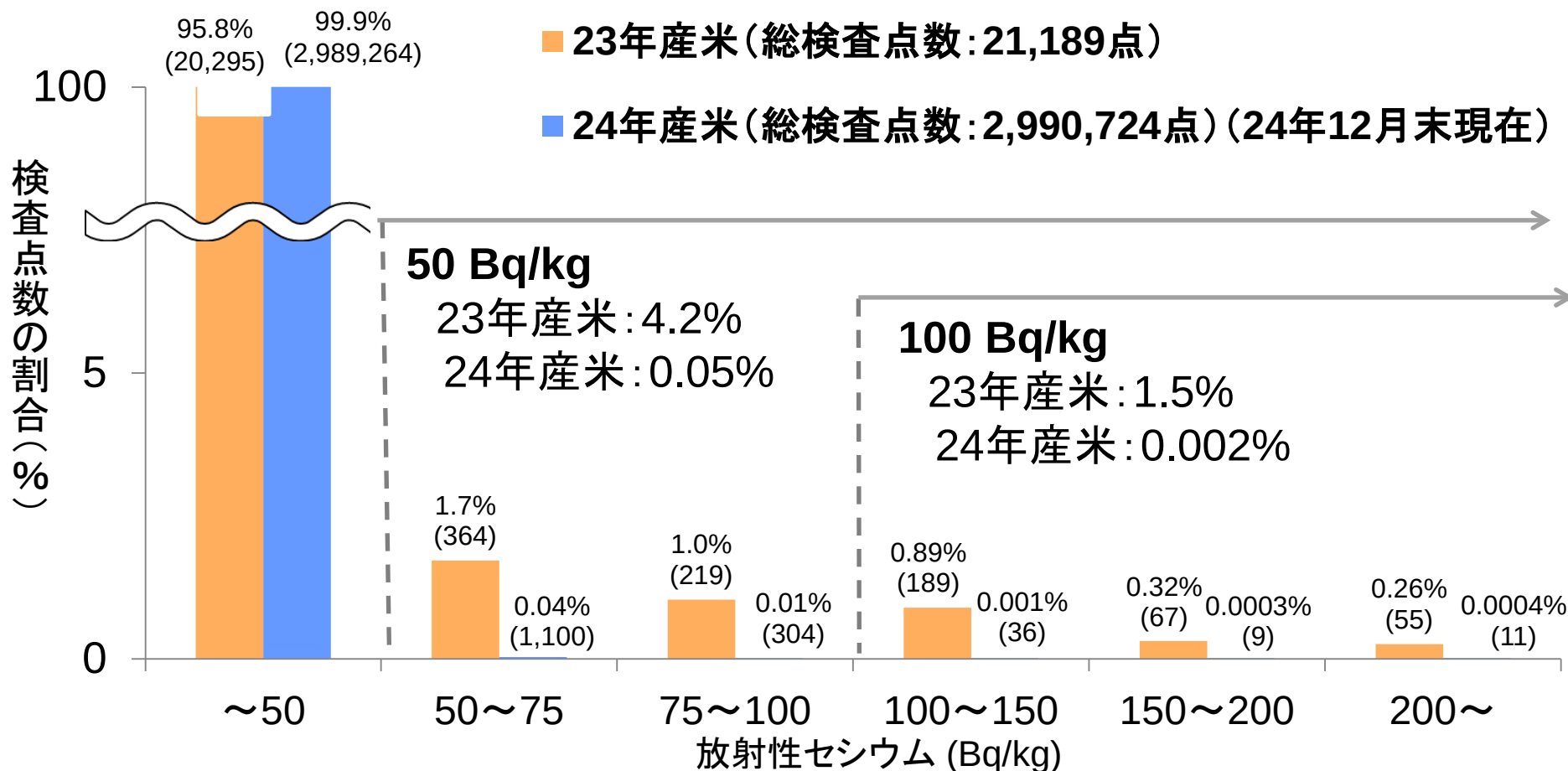
土壌中のカリ濃度が適正な場合



23年産米と24年産米の検査結果(福島県一部地域)

23年産米と比較すると基準値超過割合は減少。

23年産米と24年産米の検査結果(福島県:23年産米の緊急調査の対象区域)



米の作付等に関する方針

前年産米の検査結果や避難指示区域等の状況を踏まえ、引き続き、作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査を組み合わせる安全を確保

対象地域

○ 帰還困難区域

○ 居住制限区域

○ 避難指示解除準備区域

作付の取扱い

作付制限

立入が制限されており、作付・営農は不可。

〔 ※ 市町村の管理の下での試験栽培は可能（収穫物は原則廃棄）。 〕

農地保全・試験栽培

営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

〔 ※ 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。 〕

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培を実施。

〔 ※ 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。また、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理を行うことも可能。 〕

27年産米の作付制限等の対象区域



作付制限

作付・営農は不可。



農地保全・試験栽培

除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。



作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

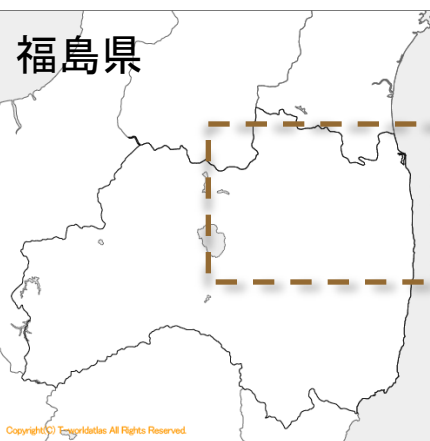


全量生産出荷管理

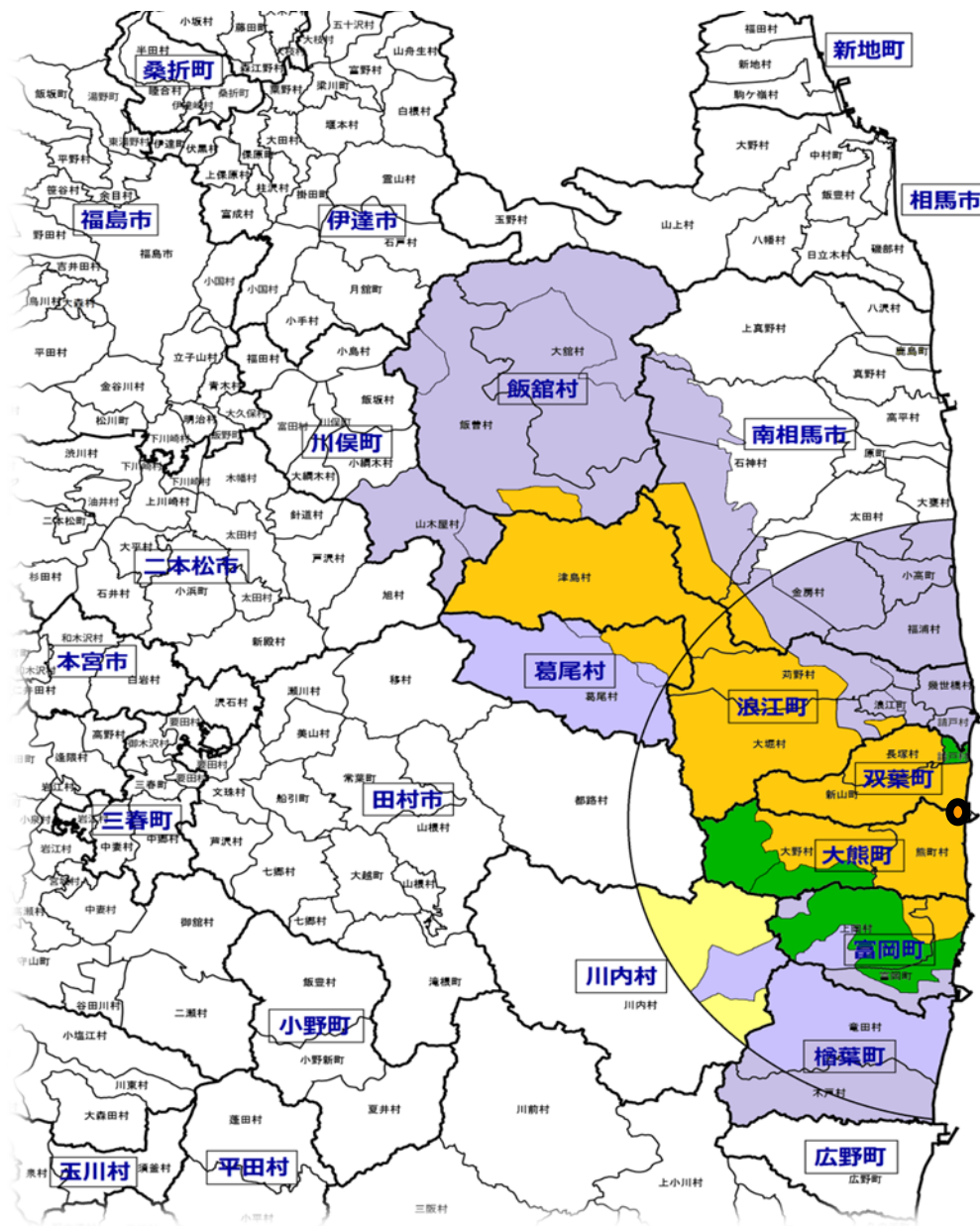
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



福島第一原子力発電所



拡大



全袋検査

福島県では、24年産米から県全域で全袋検査を実施。

生産者バーコード



※玄米袋

すべての米袋に
生産者バーコードを
貼り、検査場に
持ち込む



※写真はイメージです。

ベルトコンベア式検査器で
バーコードを読み取り、
放射性物質を検査



放射性物質が基準値
以下のみ合格

検査済みラベル(玄米用)



合格した玄米に検査済
ラベルを貼る



QRコードで検査結果を確認可能
「ふくしまの恵み安全対策協議会 (<https://fukumegu.org/ok/kome>)」

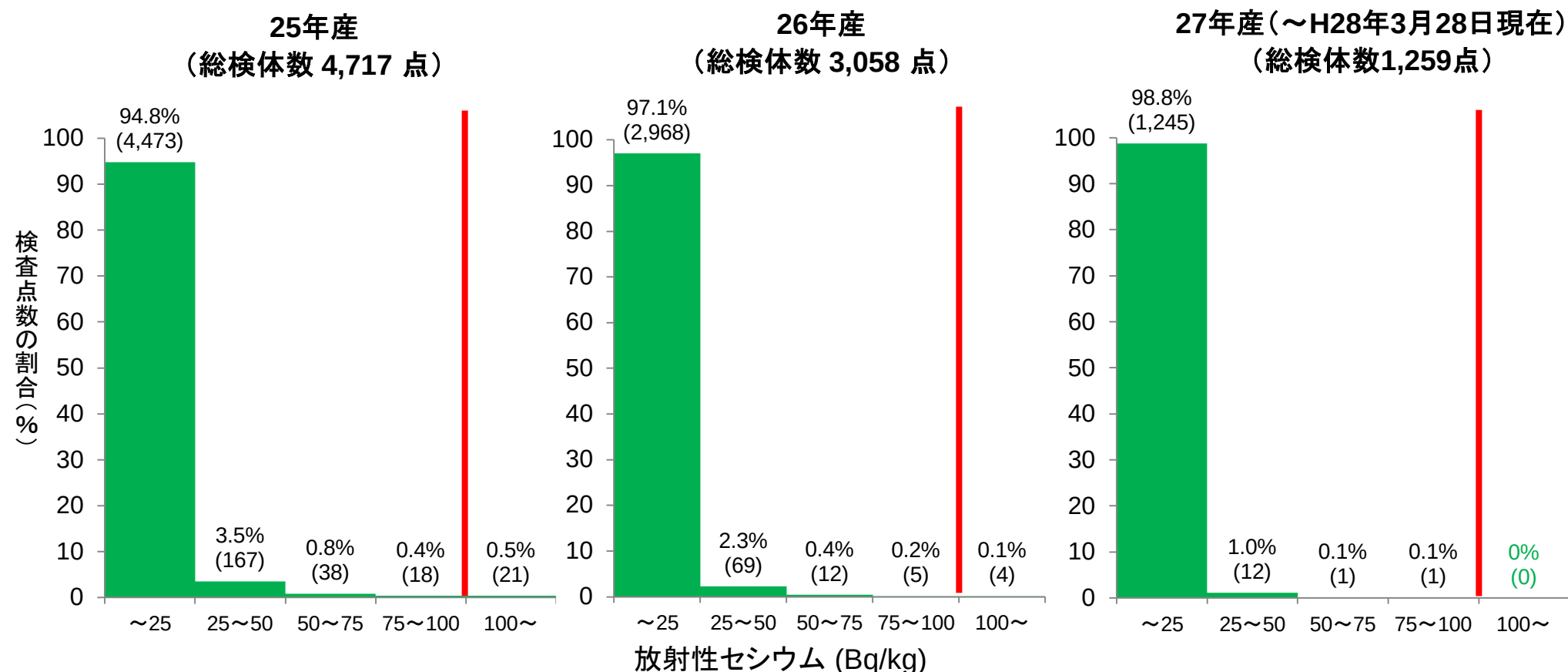
米の検査結果(24～27年産米)

- 24年産米以降、毎年1,000万点以上の検査が行われ、24～26年産米では基準値超過がわずかながらみられたものの、その割合は年々低下。
- 27年産米については基準値超過なし(平成28年3月28日現在)。

		検査点数	基準値 超過点数	基準値超過 割合(%)
全袋検査分 (福島県及び宮城県の一部)	27年産	1,047万	0	0
	26年産	1,101万	2	0.00002
	25年産	1,104万	28	0.0003
	24年産	1,037万	84	0.0008
抽出検査分 (福島県を除く16都県分)	27年産	815	0	0
	26年産	1,354	0	0
	25年産	2,701	0	0
	24年産	9,213	0	0

大豆の検査結果の推移(～平成28年3月28日)

25、26年産では基準値超過がわずかながらみられたものの、その割合は年々低下。27年産については基準値超過なし(平成28年3月28日現在)。



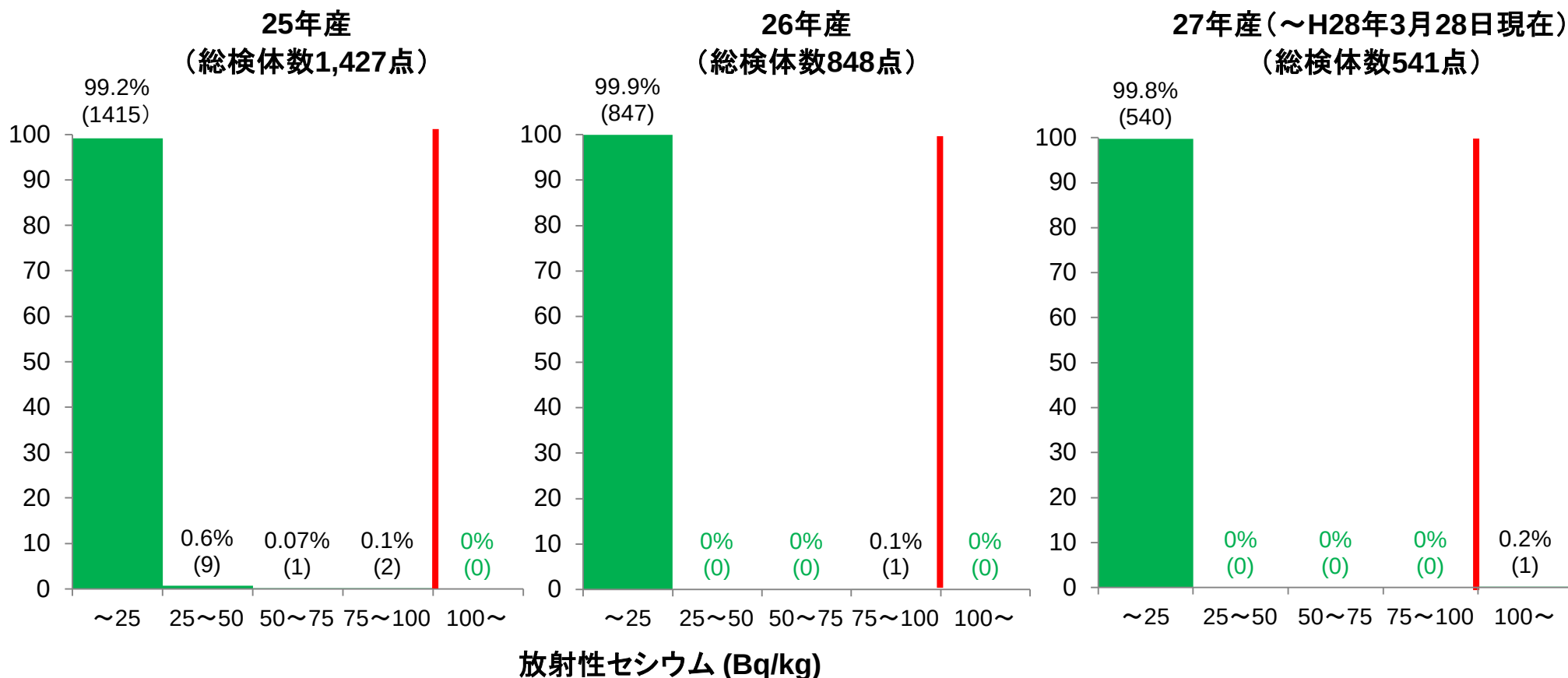
(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

・検査点数は生産年度ごとに集計。

そばの検査結果の推移(～平成28年3月28日)

25、26年産では基準値超過なし。27年産については基準値超過が1点のみみられたが、その他はすべて基準値以下。



(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

2. 生産現場における対応と検査結果

(3) 畜産物

基準値に対応した飼養管理(1)

食肉や牛乳が基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超える放射性セシウムを含まないよう、飼料の暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

基準値に対応した飼養管理(2)

1. 暫定許容値以下の粗飼料
(牧草等)を給与するなどの適切な
飼養管理の徹底
2. 暫定許容値以下の牧草生産が
困難な牧草地の反転耕等による
除染対策の推進



畜産物の放射性物質検査の体制

① 牛肉

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、3ヶ月に1度、全戸検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12ヶ月に1度検査。

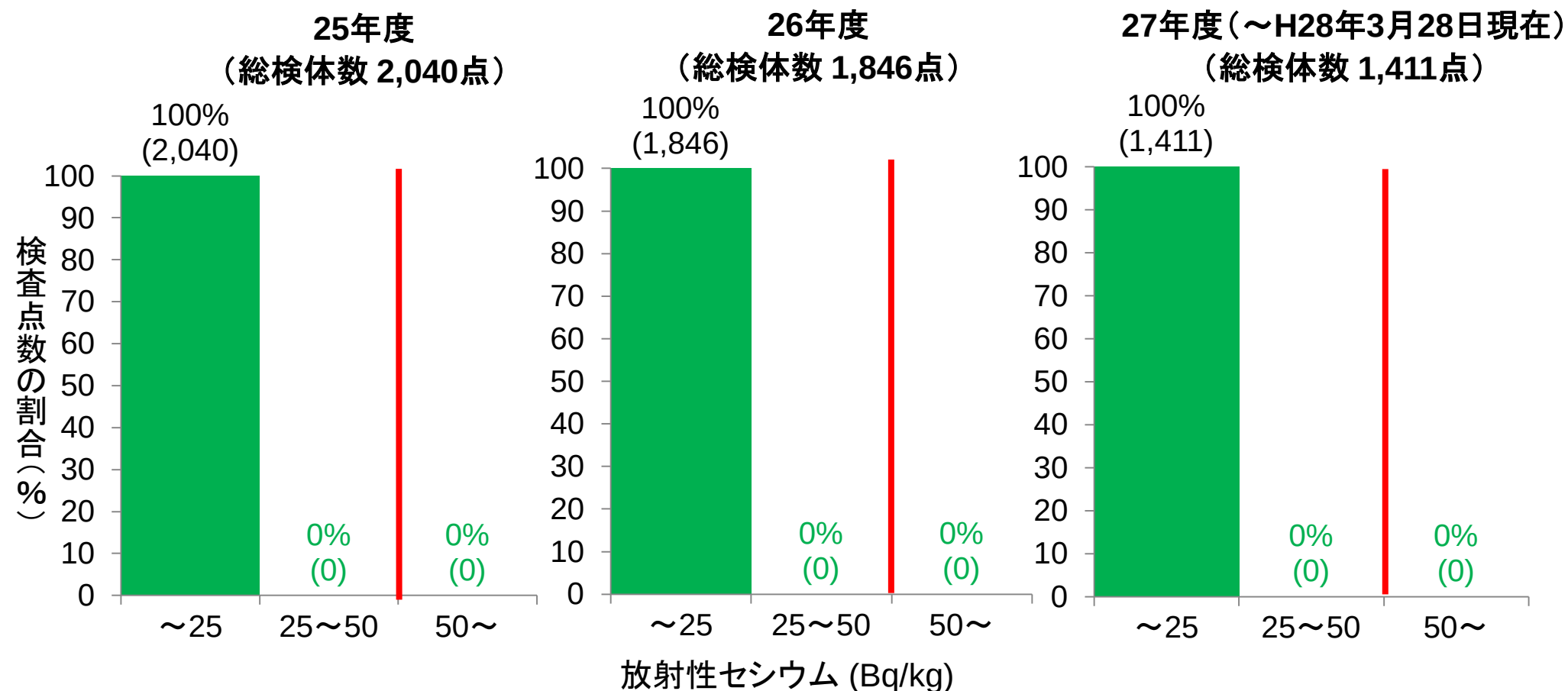
特に、このうち4県（岩手、宮城、福島、栃木）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

② 乳の検査頻度

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、2週間に1度検査。

原乳の検査結果(～平成28年3月28日)

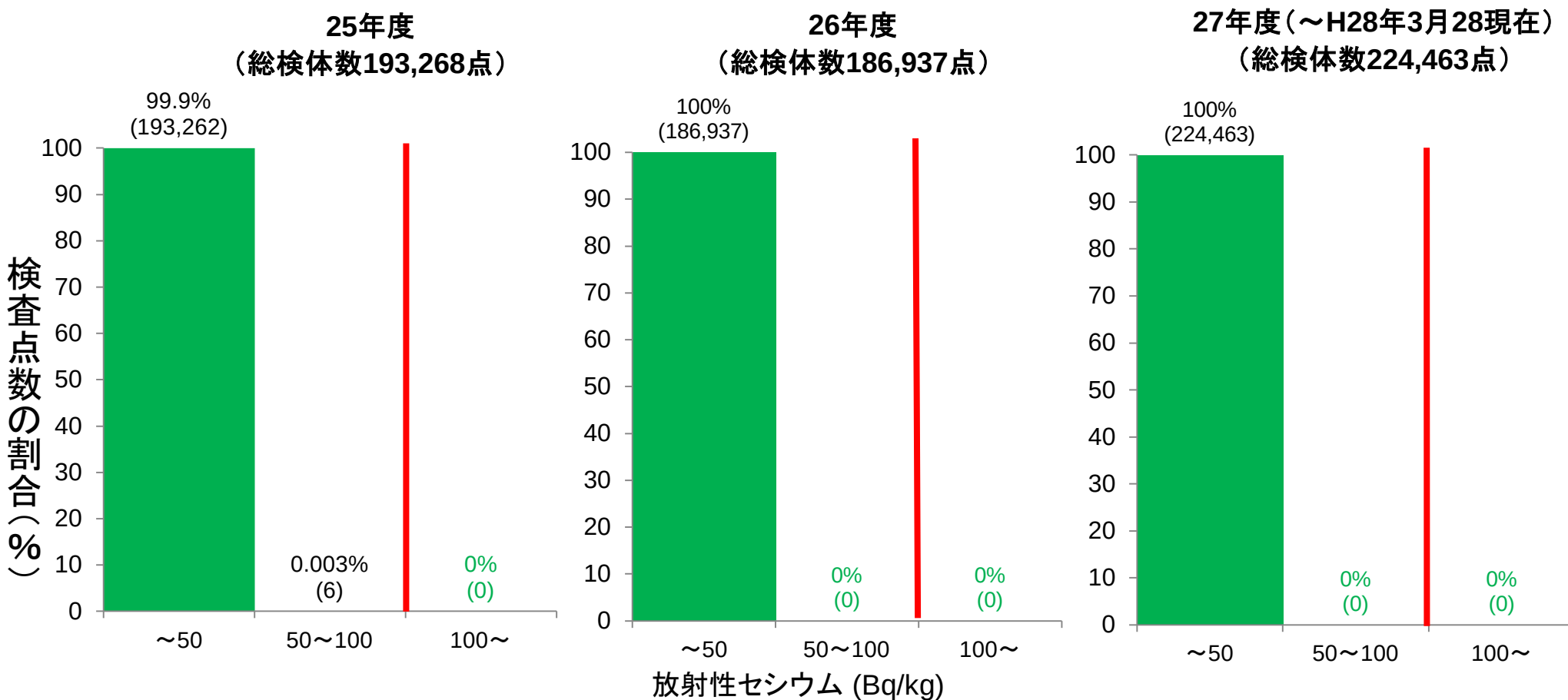
原発事故直後に基準値を超過したものがみられたが、その後は基準値超過なし。



(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

牛肉の検査結果(～平成28年3月28日)

24年度は基準値超過がわずかながらみられたが、25年度以降は基準値超過なし。



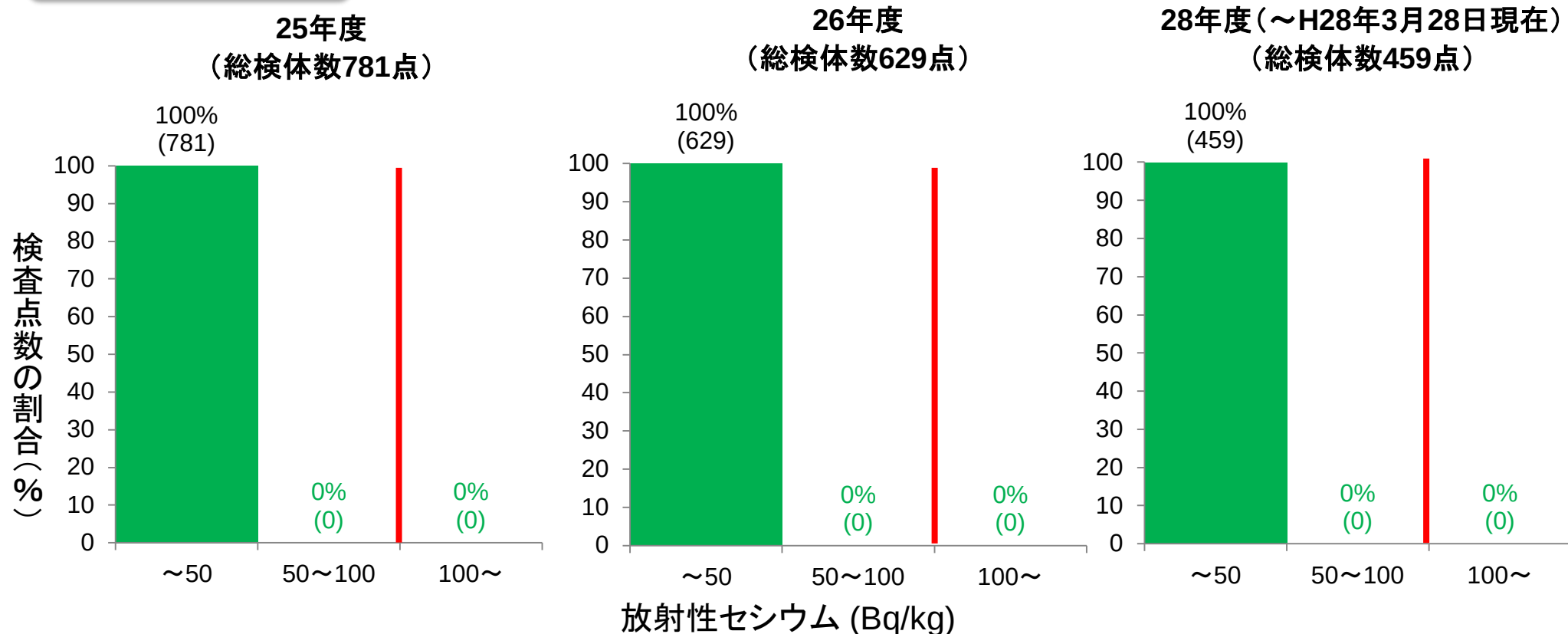
(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果①(～平成28年3月28日)

豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、24年度に豚肉で基準値超過がわずかにみられたが、25年度以降は基準値超過なし。

豚肉

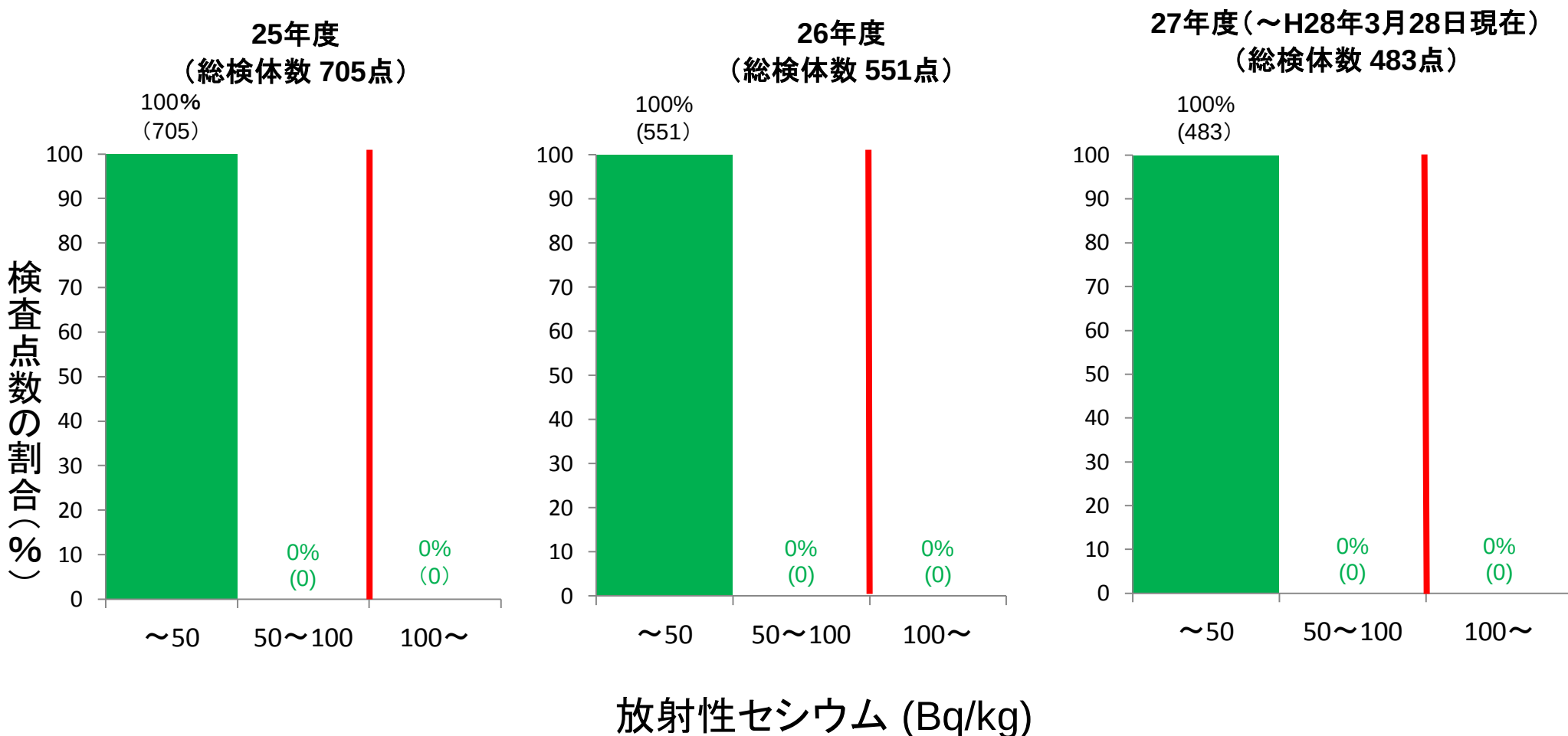


(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果②(～平成28年3月28日)

鶏肉・卵



(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

2. 生産現場における対応と検査結果

(4) 特用林産物(きのこ等)

きのこ等の特用林産物の安全確保

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きનોこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



(参考)きのこ原木等の当面の指標値

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

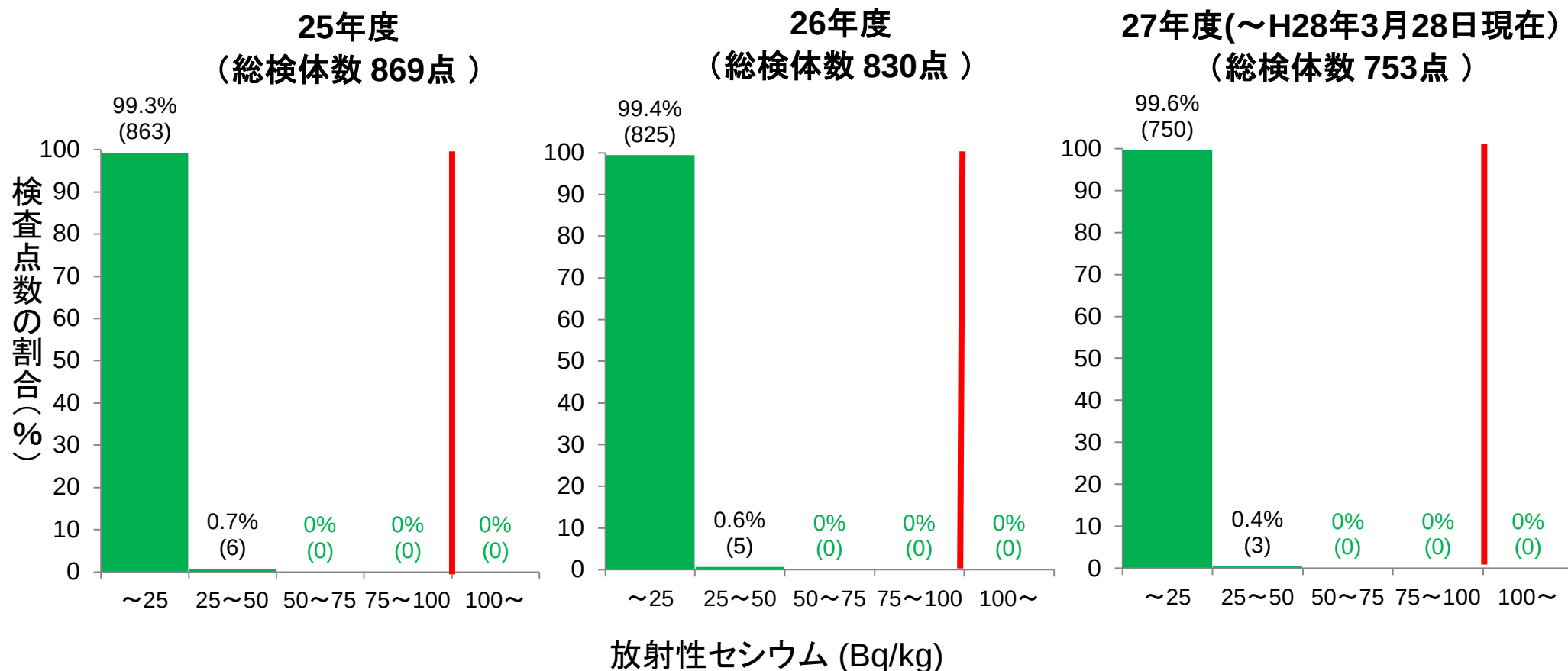
改正前		改正後(H24.4月～)	
きのこ原木	150 Bq/kg	きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

菌床しいたけの検査結果(～平成28年3月28日)

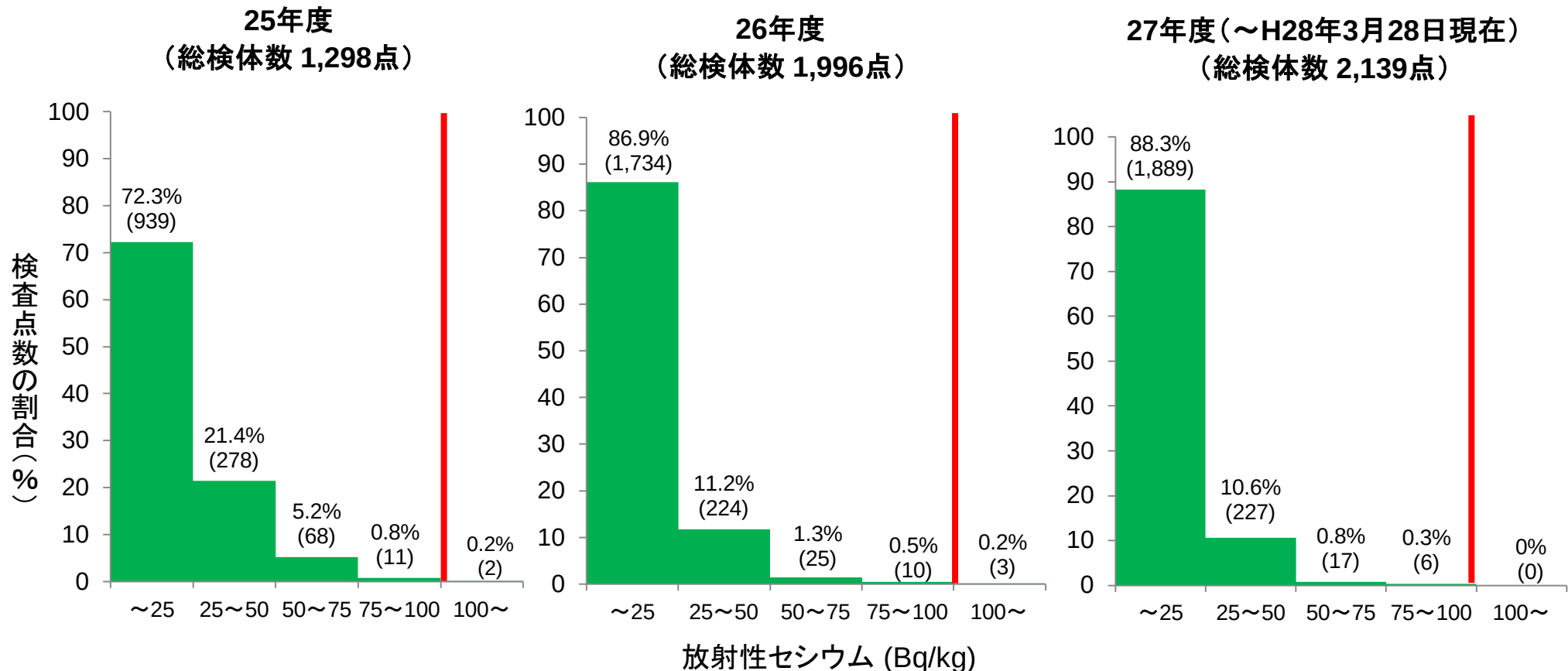
23年度には100 Bq/kg超がわずかながらみられたが、
24年度以降は基準値超過なし。



(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

原木しいたけの検査結果(～平成28年3月28日)

- 25年度以降も基準値超過がみられるものの、その割合は年々減少。
- 出荷制限指示(平成28年3月28日現在)
露地栽培:6県(93市町村) 施設栽培:4県(17市町)



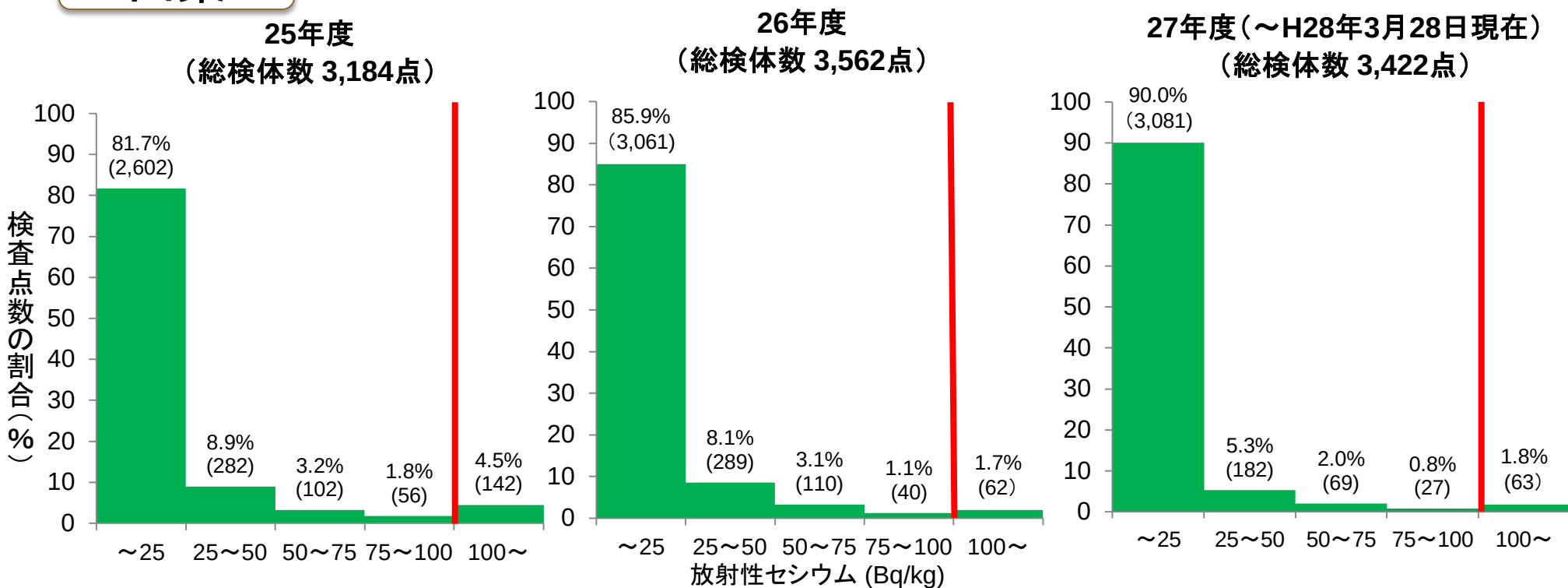
(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

山菜等の検査結果(～平成28年3月28日)

- 25年度以降も基準値超過がみられるため、出荷管理を徹底するよう指導。
- 出荷制限指示(平成28年3月28日現在)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等): 7県(98市町村)
 - 野生きのこ: 10県(109市町村)

山菜



(注)・平成28年3月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

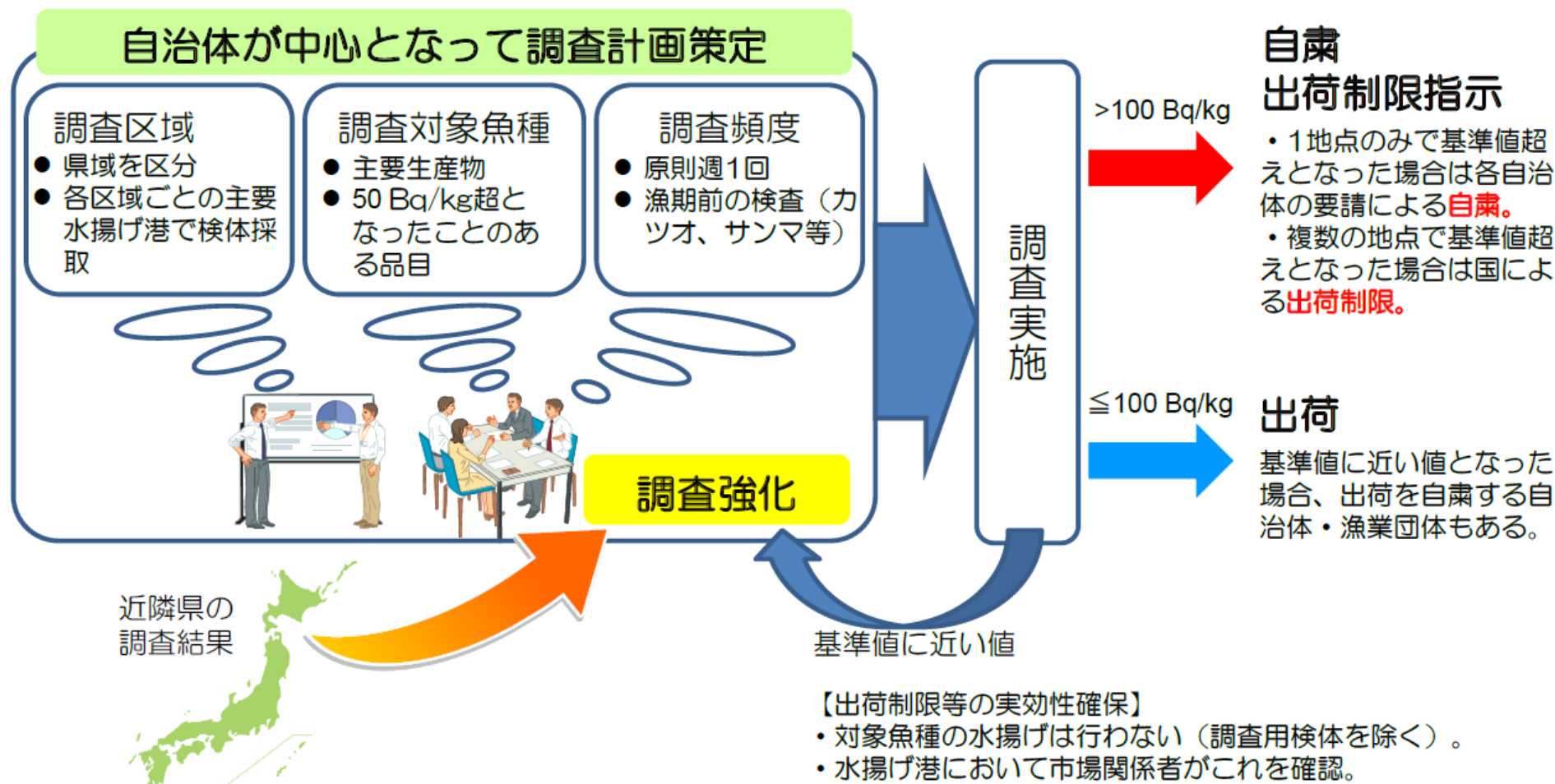
・検出下限値未滿は25 Bq/kg以下として集計。

2. 生産現場における対応と検査結果

(5) 水産物

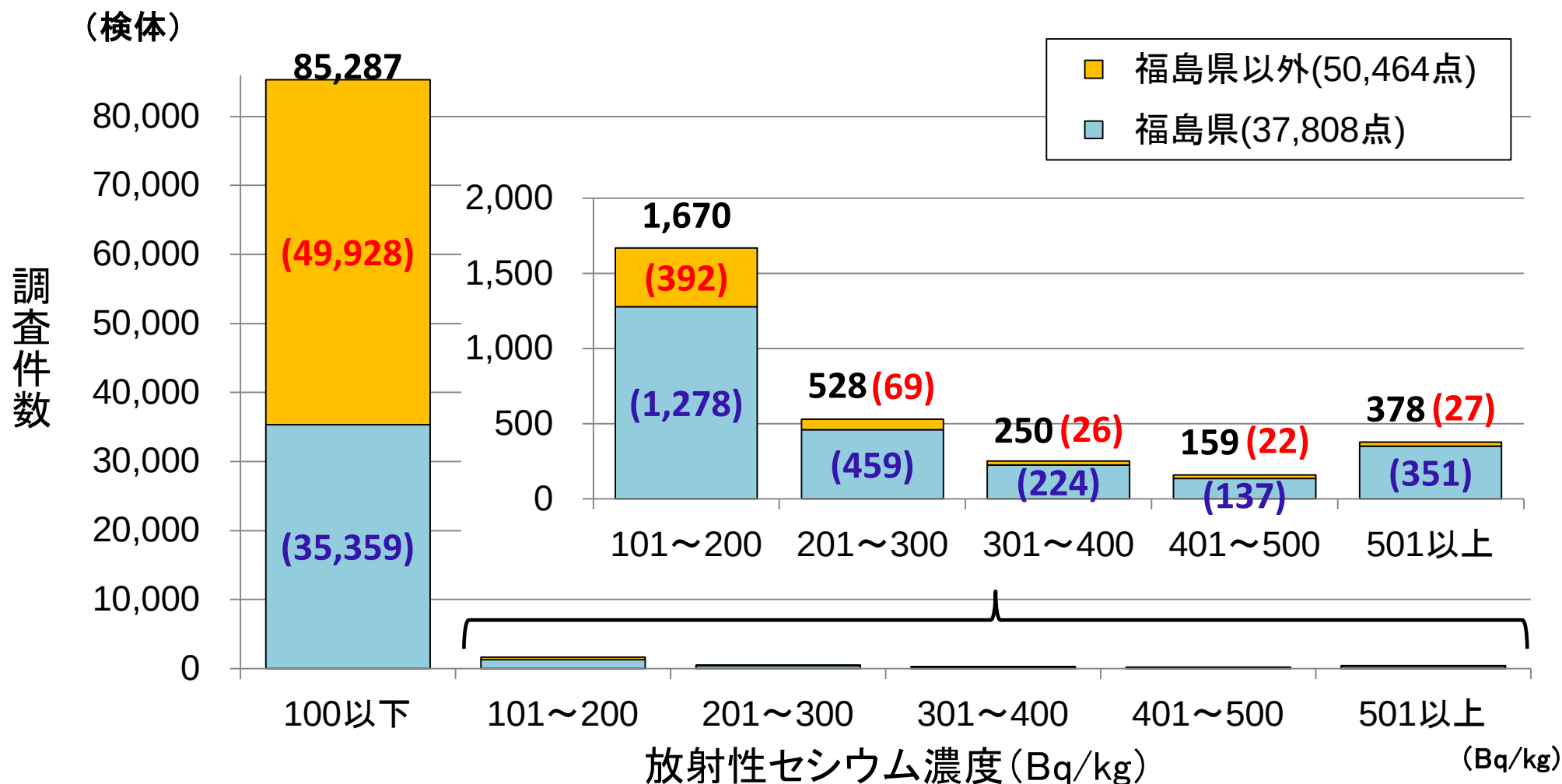
水産物の放射性物質調査の流れについて

- 調査にあたっては、主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。また、表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。



水産物の検査結果（全国：88,272点）

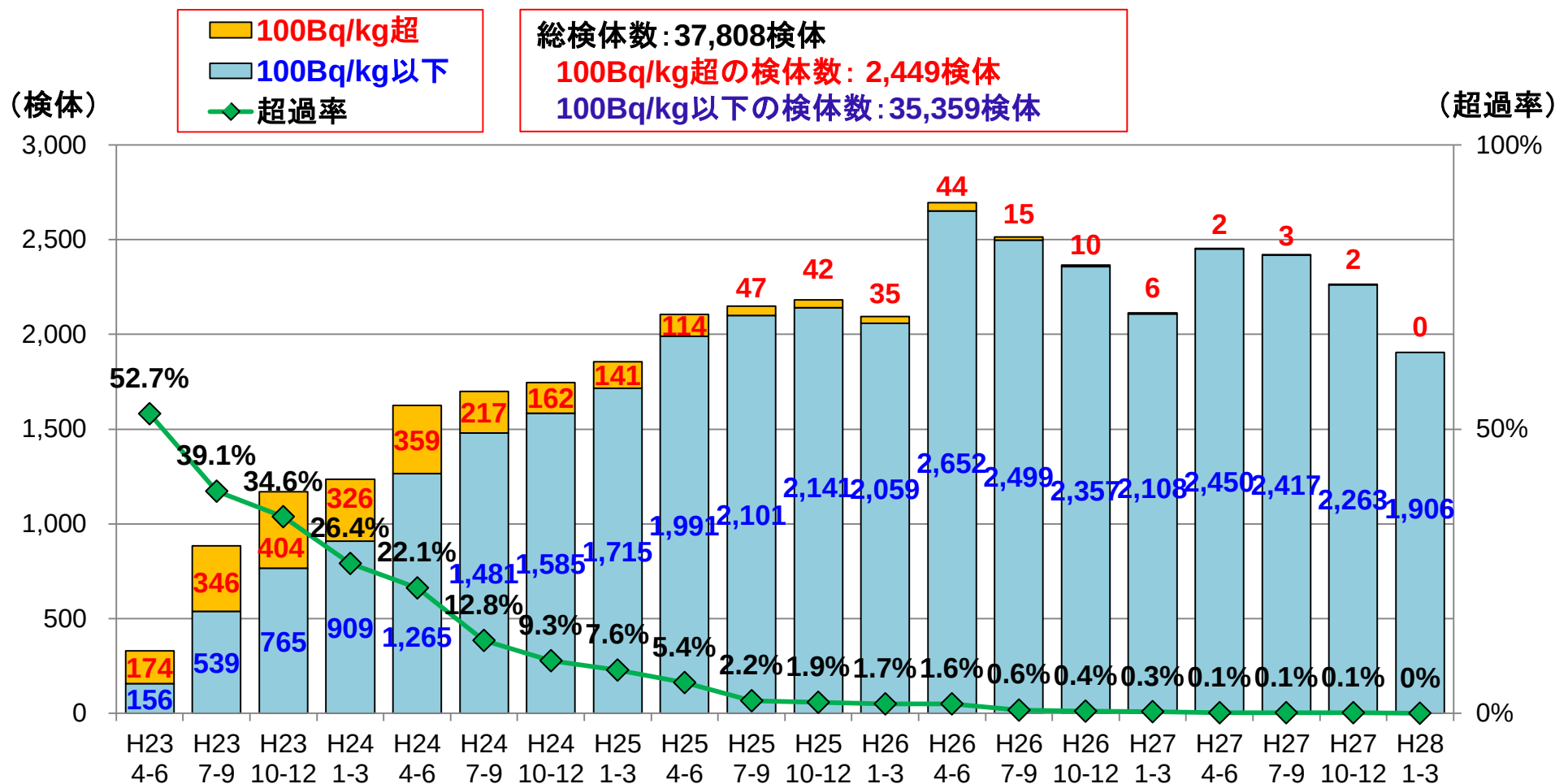
88,272点中85,287点(96.6%)の放射性セシウム濃度が基準値以下。



(注) 平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の検査結果（福島県：37,808点）

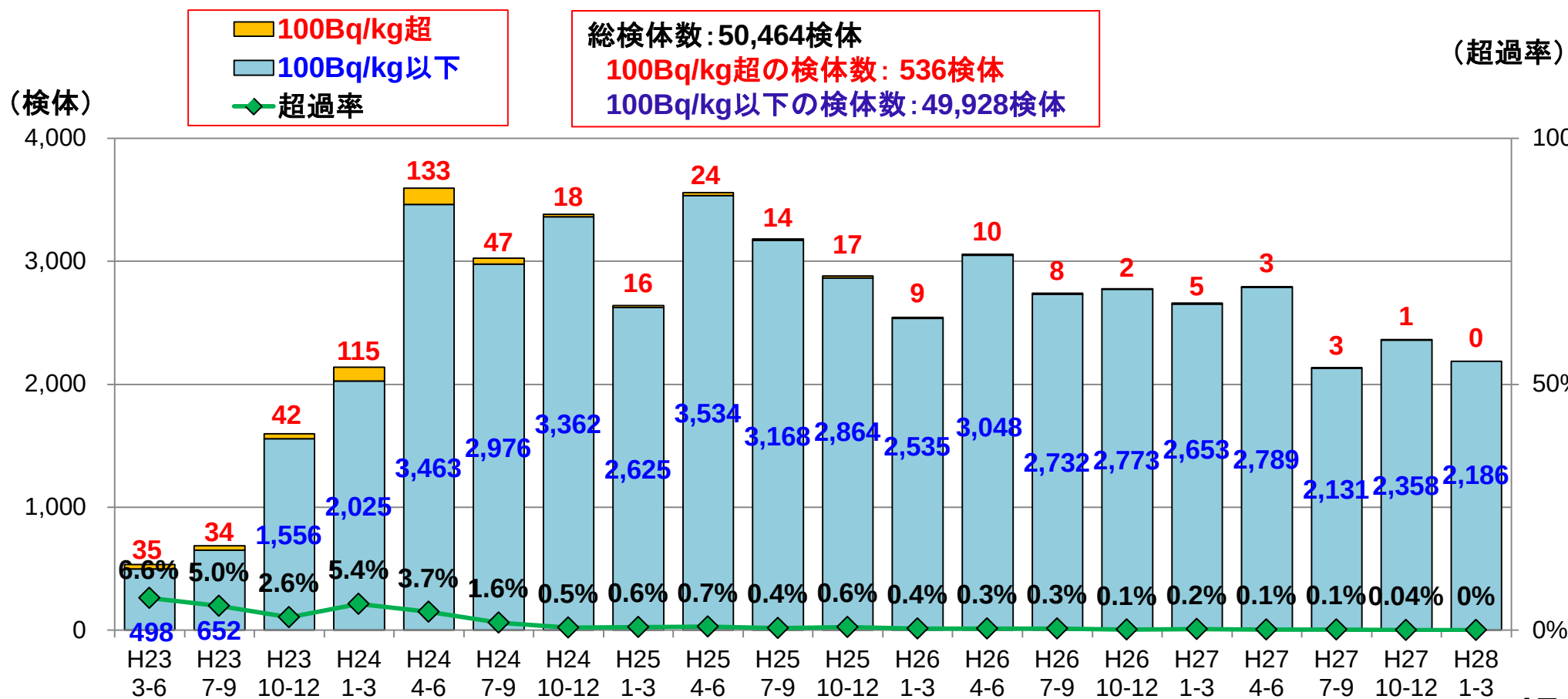
福島県では、平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が52.7%となっていたが、平成27年10-12月期には0.1%まで低下。



(注) 平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の検査結果（福島県以外：50,464点）

福島県以外では、100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成27年10-12月期には0.04%まで低下。



（注）平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の調査の考え方

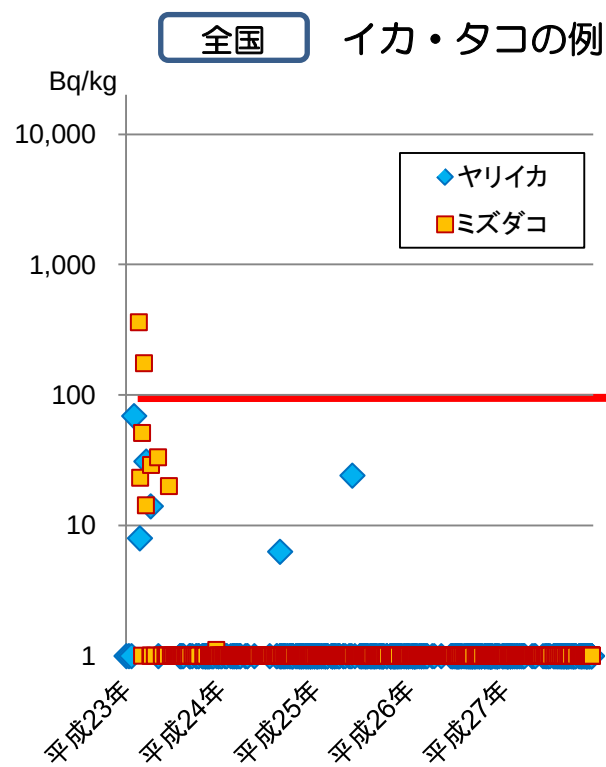
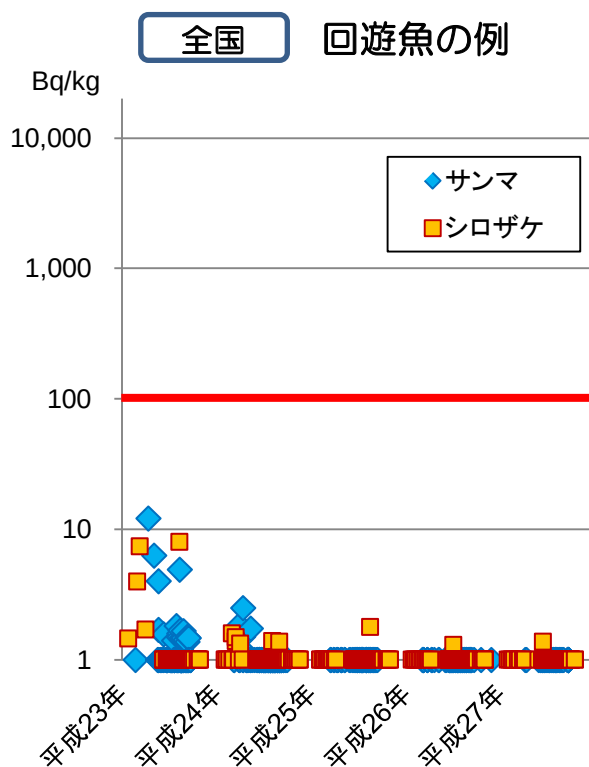
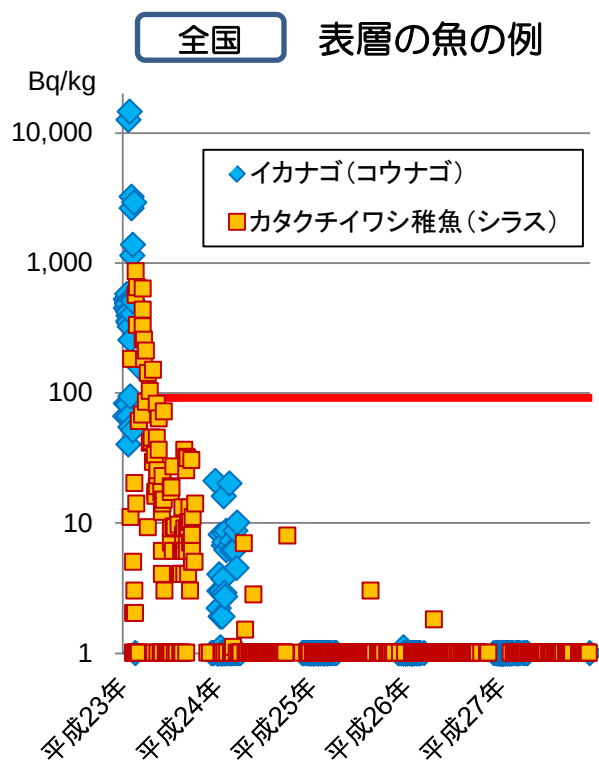
- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - 50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ①

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る。
- サンマやシロザケ等の回遊性魚種：平成23年度から全て100 Bq/kg以下。
- イカ・タコ類：時間の経過とともに基準値を下回る。

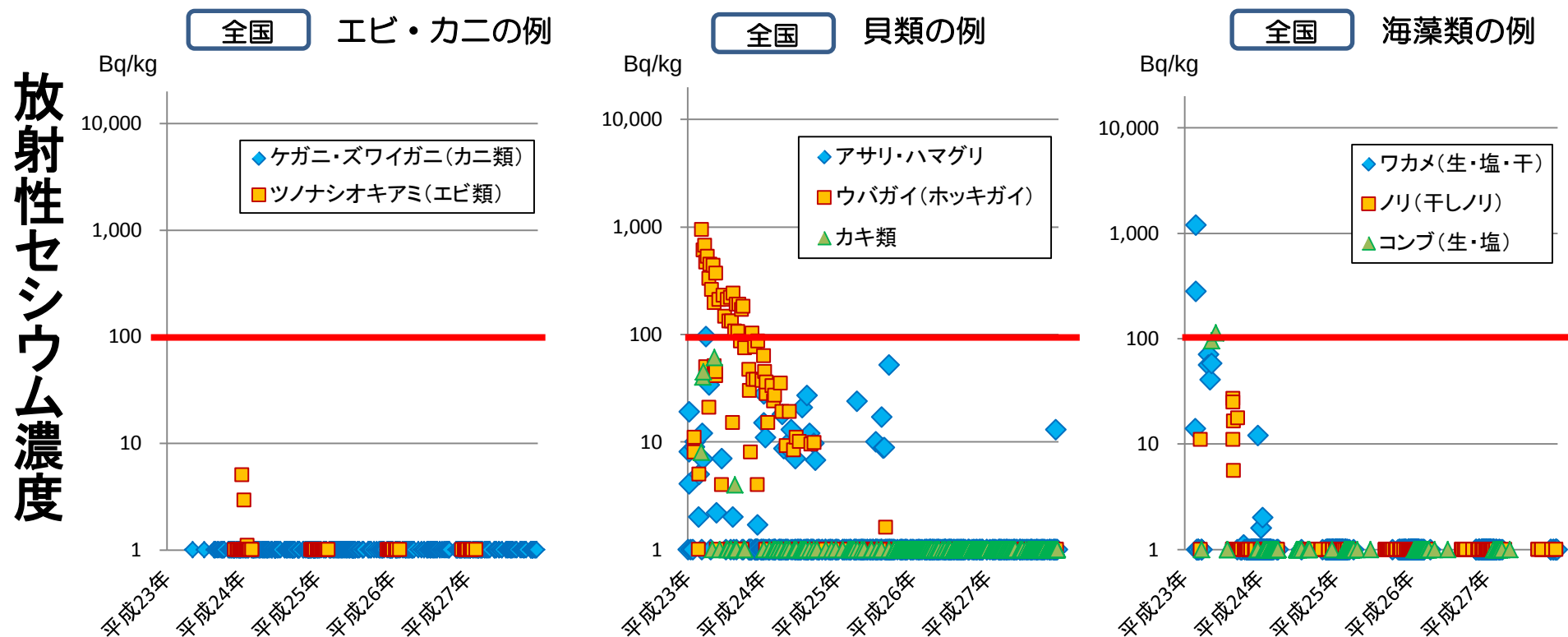
放射性セシウム濃度



(注) 平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ②

エビ・カニ類、貝類や海藻類：時間の経過とともに基準値を下回る。

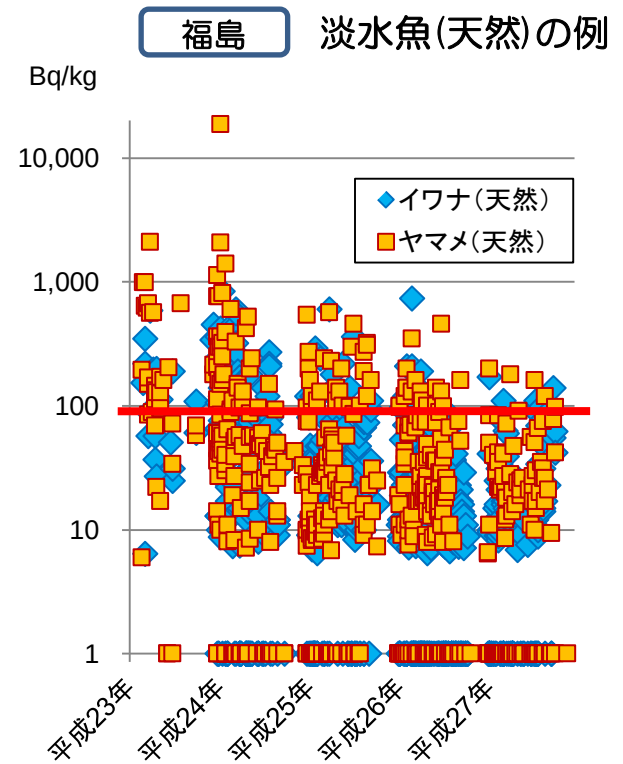
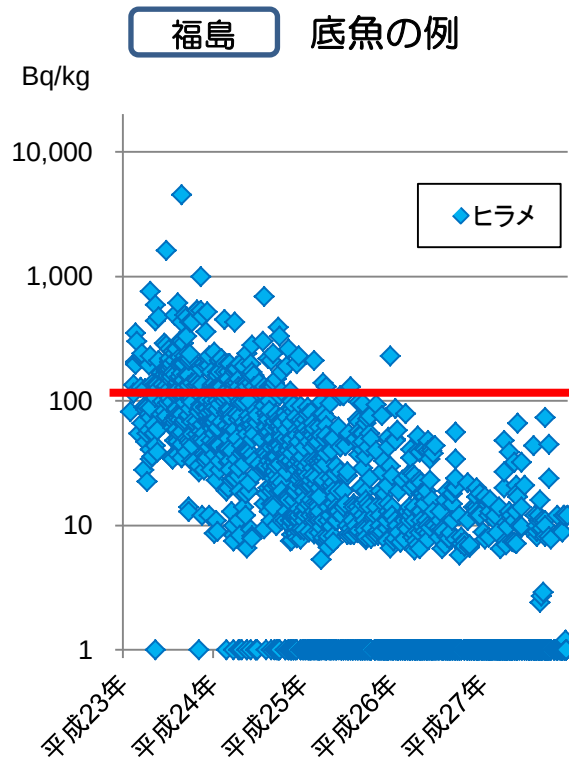
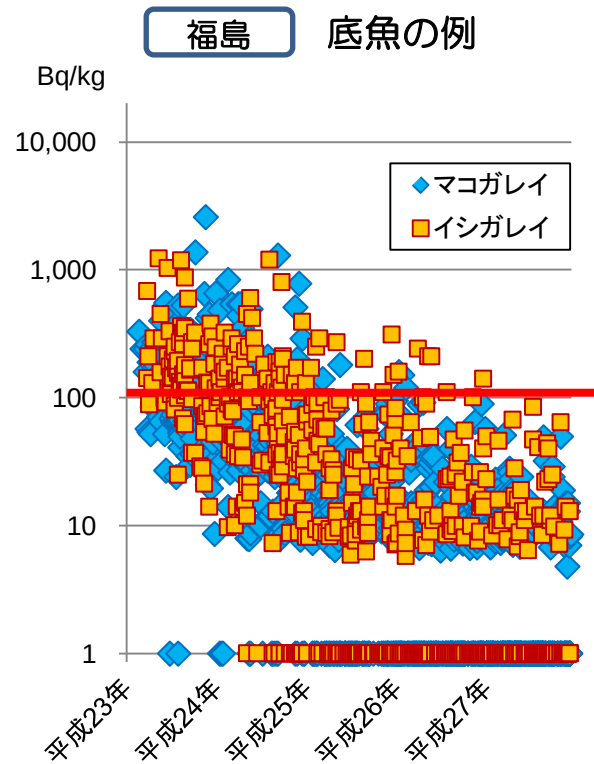


(注) 平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ③

- カレイ等の底魚：福島県を含む一部地域で基準値を上回る魚種が存在する。
 - イワナやヤマメ等の淡水魚：福島県を含む一部地域の天然魚では、基準値超えが見られる一方、養殖魚では全て100 Bq/kg以下。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。

放射性セシウム濃度



(注) 平成23年3月24日～平成28年3月28日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物に関する出荷制限（福島県）

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりがある場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等28魚種 (福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

(注) 平成28年3月28日現在

水産物に関する自主規制

福島県、茨城県は、食品の基準値(100 Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施。

福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業 ただし、アオメエソ、アカガレイ、アカムツ、アコウダイ、イシカワシラウオ、ウマヅラハギ、オオクチイシナギ、カガミダイ、カナガシラ、カンパチ、キアンコウ、キチジ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、ゴマサバ、コモnfグ、サメガレイ、サヨリ、サワラ、ショウサイフグ、シラウオ、シラス(カタクチイワシの稚魚)、シロザケ、スケトウダラ、ソウハチ、タチウオ、チダイ、トラフグ、ナガレメイタガレイ、ヒガンフグ、ヒレグロ、ブリ、ホウボウ、ホシザメ、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダイ、マダラ、マトウダイ、マフグ、ミギガレイ、ムシガレイ、メイタガレイ、メダイ、ヤナギムシガレイ、ユメカサゴ、ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ヒゴロモエビ、ヒラツメガニ、ベニズワイガニ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ、アワビ、エゾボラモドキ、シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、ナガバイ、ヒメエゾボラ、ホッキガイ、モスソガイ、オキナマコ及びキタムラサキウニを対象とした試験操業を除く。
茨城	海域別にアカシタビラメ、キツネメバル及びクロメバル等の生産自粛

消費者への原産地情報の提供

平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図

【回遊性魚種】

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

本土から200海里の線

①北海道・青森県沖太平洋
(北海道青森沖太平洋)
(北海道青森太平洋)

②三陸北部沖

③三陸南部沖

④福島県沖

⑤日立・鹿島沖

⑥房総沖

千葉県
野島崎正東線

⑦日本太平洋沖合北部

青森県岩手県
境界正東線

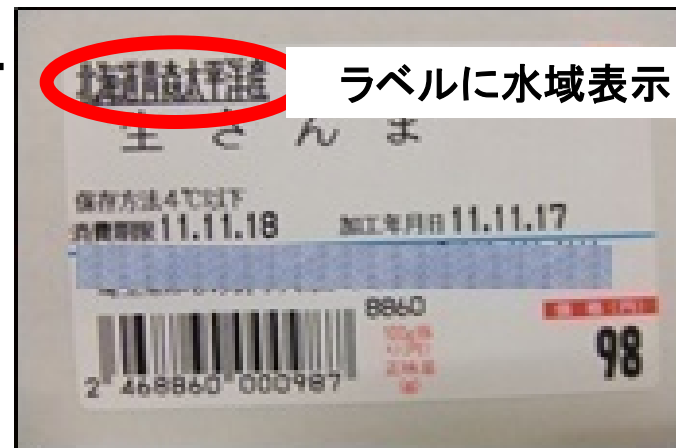
岩手県宮城県
境界正東線

宮城県福島県
境界正東線

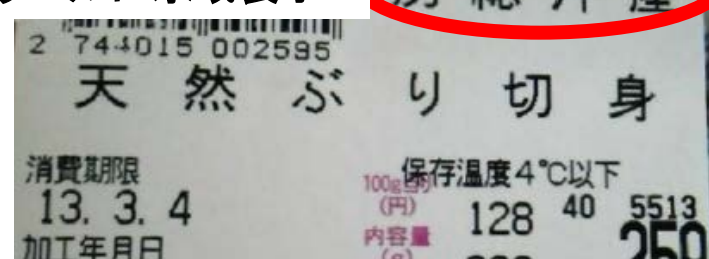
福島県茨城県
境界正東線

茨城県千葉県
境界正東線

表示の例



ラベルに水域表示



(参考) 福島県における試験操業・販売の状況

試験操業の対象種（平成28年3月28日現在：計72種）

【魚類 47種】アオメエソ、アカガレイ、アカムツ、アコウダイ、イシカワシラウオ、ウマヅラハギ、オオクチイシナギ、カガミダイ、カナガシラ、カンパチ、キアンコウ、キチジ、コウナゴ（イカナゴの稚魚）、ゴマサバ、コモンフグ、サメガレイ、サヨリ、サワラ、ショウサイフグ、シラウオ、シラス（カタクチイワシの稚魚）、シロザケ、スケトウダラ、ソウハチ、タチウオ、チダイ、トラフグ、ナガレメイトガレイ、ヒガンフグ、ヒレグロ、ブリ、ホウボウ、ホシザメ、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダイ、マダラ、マトウダイ、マフグ、ミギガレイ、ムシガレイ、メイトガレイ、メダイ、ヤナギムシガレイ及びユメカサゴ

【甲殻類 8種】ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ヒゴロモエビ、ヒラツメガニ、ベニズワイガニ、ボタンエビ及びホッコクアカエビ

【イカ・タコ類 7種】ケンサキイカ、ジンドウイカ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ及びヤリイカ

【貝類 8種】アワビ、エゾボラモドキ、シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、ナガバイ、ヒメエゾボラ、ホッキガイ及びモスガイ

【その他 2種】オキナマコ、キタムラサキウニ

●底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、はえ縄漁業、船びき網漁業、潜水漁業及び貝桁網漁業 上記72種類

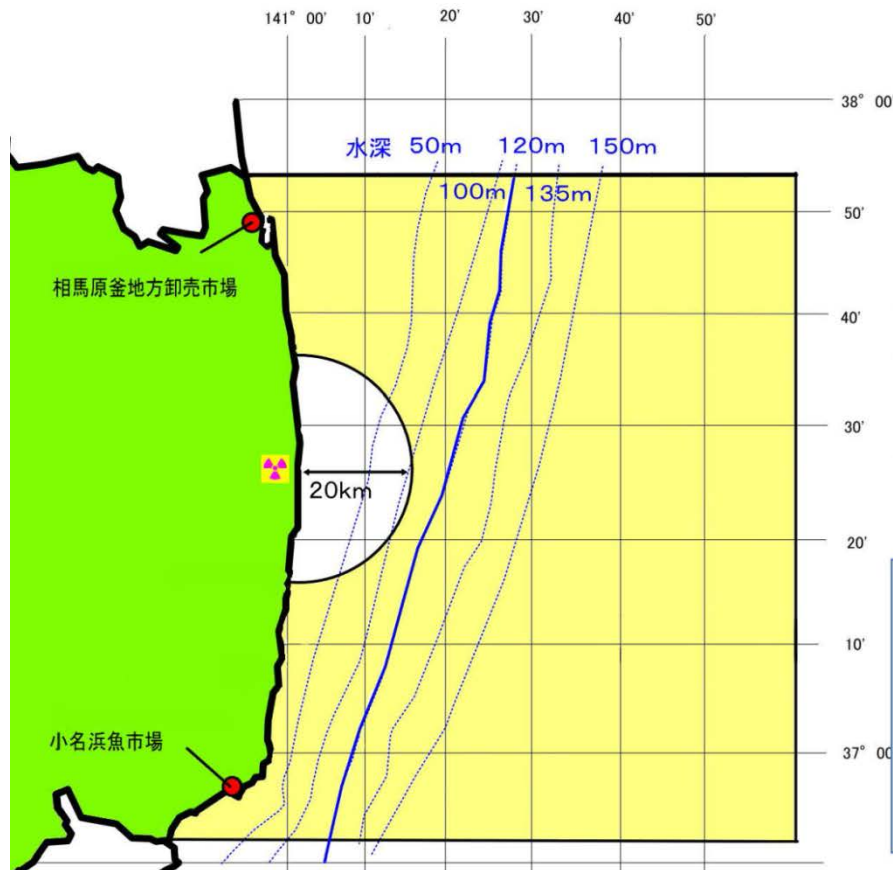
●船びき網漁業 上記のうちイシカワシラウオ、シラウオ、コウナゴ（イカナゴの稚魚）、シラス（カタクチイワシの稚魚）及びサヨリ（5種類）

●潜水漁業 上記のうちアワビ、キタムラサキウニ（2種類）

●貝桁網漁業 上記のうちホッキガイ（1種類）

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

試験操業海域(平成28年3月28日現在)



試験操業は福島第一
原子力発電所の半径
20km圏内を除く福島
県沖で行われています。

- ◆底びき網は、試験操業対象種以外の混獲を少なくするため、沖合に限定した操業をしています。
- ◆各漁法の許可の内容や漁業権等のルールに基づいて操業が行われています。

試験販売時の放射性物質検査の概要

○平成24年6月～28年2月の試験販売の際、生の状態及び加工した状態のものについて計5,979回、放射性物質の簡易検査を実施。

○検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。

<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

・漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。

